

スエズ運河会社国有化通論

入江啓四郎

目次

- 第一節 沿革的基本事項及び論件
 - 一 スエズ運河開設讓許令の沿革
 - 二 スエズ海路運河会社の国籍
 - 三 運河会社の国籍に関する判例
 - 四 イギリス政府の会社株式買収
 - 五 エジプト混合裁判制度の導入
 - 六 コンスタンティノープル条約
 - 七 第一次世界戦争後のエジプト
 - 八 混合裁判所の金フラン貨判決
- 第二節 会社国有化と軍事行動
 - 一 スエズ運河会社の国有化令
 - 二 運河利用諸国ロンドン会議
 - 三 エジプトにたいする軍事行動
 - 四 エジプト軍事の幅員の事項
- 第三節 エジプト紛争の終局処理
 - 一 紛争解決案とフランスの独行
 - 二 ローマ協定及び同協定施行法
 - 三 ジュネーヴ確定協定の締結
 - 四 アラブ連合、フランス間協定
 - 五 ルノール対スエズ財務会社
 - 六 条約、協定の締結と国家責任
 - 七 アラブ連合、イギリス間協定

第一節 沿革的基本事項及び論件

一 スエズ運河開設讓許令の沿革

スエズ運河の開鑿は、エジプトの半独立、行政的独立時代に遡る。近代エジプト創設の祖、太守 (Pasha) メーメ

ット・アリ (Mehmet Ali) の叛乱が成功して、トルコ皇帝とアリ間のクータイエー (Kutayah, Kutahia, 現在トルコ領小アジア西北部) 協定 (一八三三・五・一四) で、アリはエジプト、シリアその他にわたり、地方総督 (Emir) の地位を得た。ロシア帝国はこれを機として、その伝統的なバルカン南下政策に充てるため、トルコとウンキアル・スケレス (Unkar-Skelessi, Hunkar-Iskelessi, イスタンブール対岸) で、同盟条約を結び (第一条、防禦同盟)、トルコの要請ある場合、ロシアの軍事的援助 (第三条) 及びダーダネルス海峡秘密特別条項 (相互的防禦同盟によるトルコの軍事的義務負担を免除する代りに、トルコは、ダーダネルス海峡を閉鎖すること、即ち外国軍艦の通航を禁止すること) を約した。⁽¹⁾

(1) Max Fleischmann: Völkerrechtsquellen. Halle a. S. 1905, S. 41. Karl Strupp: Urkunden Zur Geschichte des Völkerrechts. Band 1. Gotha 1911, S. 281.

それより数年後、トルコ皇帝と太守アリは、再び戦って、トルコは海戦で破れ、トルコ艦隊は、アリに降服した。この度は、ヨーロッパ列強の集団的介入となり、ロンドン会議の結果、参加国イギリス、オースタライヒ、プロイセン、ロシア及びトルコ間のロンドン条約となった (一八四〇・七・一五)。先のクータイエー協定は、トルコ内の中央対地方実力者間の国内的取極に過ぎなかったが、本条約によりトルコ及びエジプト間の宗属関係、エジプトの従属国的地位は確定した (第一条及び附属特別条項、メーメット・アリ及び直系子孫によるエジプト、シリアの世襲的管治)。他方では宗主権国トルコの防衛をも保障した。そのうちで、特に後の発展に関係あるものとしては、オットマン帝国の条約及び法律は、すべてエジプト及びメーメット・アリ及び同直系子孫の施政地区 (シリアその他) に適用あり、そのことは他のオットマン帝国と全く同様であること、但しトルコ皇帝にたいする年貢の支払 (第三条所定) を条件とすること、エ

ジプト及び右施政区域にたいする課税は、メーメット・アリ及びその直系子孫が、トルコ皇帝の名により、かつその代表権者として、これを取立てること、この諸税収入は、右諸地の民事及び軍事行政費に充当し得ることとしたこと（第五条）、右エジプト太守の陸海軍は、オットマン帝国軍隊の一部を構成すること（第六条）である。

これによりエジプトは、トルコ帝国より行政的に事実上独立するが、法的には同帝国の一部を構成し、トルコの条約、法律が適用されるものである。

このようにロンドン条約は、トルコ、エジプトの宗属関係を確立するとともに、他方では、従属国エジプトの宗主権国トルコにたいする関係で、後者の安全、防衛をも、集团的に保障し、メーメット・アリのコンスタンティノープル（イスタンブール）にたいする進撃の禁止、これに違反の場合、締約国による対策等につき規定した（第三条、後にフランスのロンドン条約加入は、一八四一・七・一〇²⁾。

（2） シェトルップ、国際法史文書集、前掲、第一巻、二二五頁以下。

トルコ皇帝は、アリにたいする勅令を発して（一八四一・六・一）、ロンドン条約の国内的实施細目を規定した。すなわちメーメット・アリ一系の世襲的施政、世襲相続順位、トルコの法律及び条約の適用、課税事項に加えて、エジプトにおける硬貨の鑄造を認め、但し金貨及び銀貨には、トルコ皇帝の名を刻み、価値及び形式等、すべてトルコの鑄貨と同似的とすること、平時の軍隊兵員数を限定すること、戦時は、トルコ政府の許可を得て、増員し得ること、軍艦は事前の許可なく建造してはならないこと、エジプト陸海軍の使用旗、将校の等級標識等は、トルコのものと同じとすること、等々がそれである。その後もトルコ皇帝は、数次の勅令を発して、エジプトとの宗属関係、エジプト

の半独立的地位を明確にした。⁽³⁾

(3) Thomas Erskine Holland: *European Concert in the Eastern Question, A collection of Treaties and other Public Acts*, Oxford 1885, pp. 110.

フランス外交官フェルディナン・ド・レセップス (Ferdinand Marie de Lesseps) は、カイロ在任中、メーメント・ブリの子モハメッド・サイド (Mohamed Said) の知遇を受け、サイドはレセップスの懇請 (一八五四・一一・一五) を容れて、スエズ地峡を開鑿し、地中海と紅海を連絡する運河構築を聴許するとの政令を発した (一八五四・一一・三〇)。運河開設の譲許第一号である。

この譲許は、第一に、サイドが「自己の友人フェルディナン・ド・レセップス氏」に与えたものであり、即ち個人にたいする譲許であって (前文及び第一条)、運河を開設するために、万国スエズ海路運河会社 (Compagnie Universelle du Canal Maritime de Suez) を設立し、これを経営する排他的権利を与えたものである。第二に、運河の開設と経営の譲許期間は、九九カ年とし (第三条)、エジプト政府は、期間終了後は、その施設、設備にたいし、会社に払うべき補償につき、友好的取極または仲裁に附することを条件として、一切の権利を掌握することとされた (第一〇条)。第三に、レセップスに与えられた排他的権利や、やがて設立される運河会社に与えられる特権は、運河の開設と譲許であって、運河そのものは、エジプトの領域を構成する一部分であることは、開設地峡の地位、土地収用規定などにより明かであった (前文、第一条、第四条及び第七条乃至第九条参照)。第四に、譲許の期間は、運河が両海面に通じてより九九カ年 (第三条)、第五に譲許はトルコ皇帝の裁可を得た上で、着手されるものとした (末段添付書簡)。トルコ皇

帝は、エジプトの宗主権者であるから、最終的には、その裁可を必要とするとの形式を採ったものである。但しトルコ政府にたいするイギリス政府の反対圧力によってか、その裁可は得られなかつた。⁽⁴⁾

(4) 今尾登、スエズ運河の研究(昭和三十二年)、四三頁以下、四八頁以下、特許状は三五七頁以下。Anadi Matiy : The Problem of the Suez Canal. Calcutta 1956, pp. 51 (Firman of Concession, 30th November, 1954). Paul Fauchille : Traité de droit international public. Tome Ier, deuxième partie. Paris 1925, pp. 297. Erik Briuel : Die völkerrechtliche Stellung des Suezkanals und die Nationalisierung der Kanalgesellschaft. 《Archiv des Völkerrechts》 7. Band, 1./2. Heft, S. 27 ff. Charles Beatty : Ferdinand de Lesseps. London 1956, pp. 101. Joseph A. Obieta, S. J. : The international status of the Suez Canal. The Hague 1960, pp. 49.

この初期讓許令に次いで、これに代った讓許令(一八五六・一・五、本讓許令で、初期讓許令廢止、第三條)及びこれに附屬する万国スエズ海路運河会社定款があり(第二次讓許令第二一條)、さらに右讓許令を改正したエジプト首長及びスエズ運河会社(一八五八・二・一五設立)間の讓許協定(一八六六・二・二二)がある。新讓許令も、またトルコ皇帝の裁可後、運河開設工事に着手することとしていたが(末段添付書簡)、讓許協定は、後にトルコ皇帝の勅許を受けた⁽⁵⁾(一八六六・三・一九)。

スエズ運河の国際性と中立性は、第二次讓許令以来保障された。同讓許令では、モハメッド・サイド及びその代々の後継者は、トルコ皇帝の裁可を留保して、中立の通路として、一切の商船にたいし、人または国籍による差別、排除または優惠なく、但し通航税の支払及び本運河及び附屬物の使用を讓許された万国会社の定めた規則の履行を条件として、同運河をその附屬諸港とともに、永久に開放する旨約束した(第一四條)。

以上の基本文書に基き、スエズ運河会社の地位、主として、その国籍を見よう(スエズ運河は、一八五九・四・二五起工、一八六九・一一・一七開通、讓許期間は、この開通日より起算して、九九年間、最初の讓許令第三条、第二回讓許令第一六条第一項、讓許協定第一五条)。

(5) 今尾登、スエズ運河の研究、前掲、三五七頁以下(一九五六・一・五、特許状)、三六六頁以下(定款全文)。フォーシル、国際法、前掲、二九九頁以下。ブリューネル、スエズ運河の国際法的地位、前掲論文、オビエタ、スエズ運河の国際的地位、前掲、一一四頁以下(一八五六・一・五、讓許令全文)。マイテイ、スエズ運河問題、前掲、五二頁以下(同上按奉)

二 スエズ海路運河会社の国籍

讓許令及び万国スエズ海路運河会社の定款中、主要な規定を検討するのは、法的に見て、同会社は、エジプト、フランスいずれの法人であるかを確かめおくためである。それは後の国有化問題に重要な関係がある。⁽¹⁾

(1) 以下の論点をめぐり、同主旨の見解またはスエズ運河会社をふくみ、法人の国籍及びその国有化に関する見解は、В. Н. Дурденевский: Концессия и конвенция Морского Суэцкого Канала в прошлом и настоящем. «Северское Государство и Право», №. 10, 1956. с. 30, с. 33. Л. А. Луниц: Национализация Компании Суэцкого Канала. Суверенное право Египта. «Сов. Гос. и Прав.» №. 2, 1957. с. 84 и сл. А. М. Ладьяженский: О национальности юридических лиц (В связи с национализацией компании Суэцкого канала). «Сов. Гос. и Прав.», №. 2, 1957, с. 90 и сл. Л. А. Луниц: О национализации собственности иностранных монополий в государствах, освобожденных от колониальной зависимости (в аспекте международного частного права). «Сов. Ежегодник Международн. права», 1961, с. 338 и сл.

Georg Schwarzenberger: Foreign Investments and International Law. London 1968, pp. 85.

スエズ運河会社は、エジプト（トルコ領域、但しトルコとの宗属関係で、半独立）の内国会社である。第一に、同会社を設立した法規は、エジプトの内国法である。同法がフランス会社法を母法としたか否かは、会社の国籍には関係がない。譲許令は、全く内国法的性質をもち、譲許協定（第二次）を裁可したのも、トルコの勅令である。会社の設立は、諸国間の条約や協定に基くものでもなければ、外国法を設立準拠法としたものでもない。

第二に、第二次譲許令に附属する定款も、国内法規定であり、設立準拠法である譲許令（特許状）に基くものである（初次譲許令第一条、第二次譲許令第二条）。会社は匿名会社組織として設立せられ（同上第二条）、かつフランスの匿名会社に則って運営されるものであるが（定款第七三条第一項）、それは外国の法規を借用しただけのことであって、会社の設立準拠法がフランス法であることを意味しない。

第三に、会社の住所、法的住所（*son siège, domicile légal*）は、アレクサンドリアであり、ただその理事部（*son domicile administratif*）は、パリに置くこととされた（定款第三条及び第七三条第二項、なお協定第一六条第五項）。法人の住所は、その国籍を決定する重要な要素である。ただ通常は、会社、法人の理事部は、その住所にあるのであるから、法人の住所とその理事部が異地にある場合は、若干の問題があらう。しかしこの事実も、本件会社の国籍を左右するほどの意味をもつものではない。

第四に、会社がエジプトの国籍をもつことは、その譲許協定が次のように規定している（第一六条）。

（イ）万国スエズ海路運河会社は、エジプトの会社であるから、エジプトの法律と慣行にしたがう。但し会社の組織及び株主相互間の関係は、特別の協定に基き、株式会社の規定に関する法律による。これに関する一切の紛争

は、フランスにおける仲裁々判により、またその控訴は、上級仲裁機関としてのパリ帝国裁判所（注、當時はナポレオン三世治下の帝制フランス）によることとする（第一項）。

(ロ) エジプトで生じた紛争で、会社と個人またはエジプト政府の間に生じたものは、個人の場合は、その国籍にかかわらず、エジプトの裁判所に提訴せられ、かつその手続は、エジプトの法律、慣行及び条約によることとする（第二項）。

ここにエジプトの法律、慣行及び条約によるとあるけれども、エジプトは、トルコの従属国であり、先きのロンドン条約（一八四〇・七・一五）及びその細目規定に関するトルコ皇帝の勅令（一八四一・六・一）で、トルコの法律及びトルコが諸外国と結んだ条約は、エジプトでも適用される旨定められていること、前述のとおりである。したがって慣行は別として、エジプトの法律及び条約とは、エジプトで施行されているトルコの法律及び条約と解される。尤もエジプトが漸次高度の独立へと進み、固有の法律を制定し、自己の名で、一部の国際条約を締結することは、後の発展が示すところである。

(ハ) 会社とエジプト政府の間に生じた紛争は、同様エジプトの司法機関に訴を起し、エジプトの法律にしたがって、解決されなければならない（第三項）。

(ニ) 会社の労務者及びその他会社の管理に服する個人は、エジプトの裁判所で、エジプトの法律と条約によって、審理される。これは当事者の一方または双方が、エジプト人である一切の紛争に適用される。紛争の全当事者が外国人であるときは、既定の手続にしたがう（第四項）。

ここに紛争の全当事者が外国人である場合につき、例外規定を設けたのは、エジプトでは、トルコの主権的領域各地と同じく、夙に領事裁判制度 (Capitolazione) が行われていたからである。旧時東方諸国の外交用語は、イタリア語であり、イタリア語の「協定」(Capiolazioni) は、外交代表及び領事の特権から、トルコの裁判管轄を除外した西ヨーロッパ諸国民の民事裁判制度にいたるまで、オットマン帝国と諸国間で約定した諸協定を総称していたものであるが、後には専ら民事裁判制度を指称することとなった(但しこれは平時の「協定」を指したのであるが、戦時の協定即ち降伏規約、'Capitolazione di guerra' も、語源的には、同一である)。最旧時のトルコ裁判管轄除外、治外法権的裁判管轄を約定したものと⁽²⁾して、マホメッド二世及びヴェネツィア国間の協定(一四五四・四・一五)がある。

(2) Pasquale Fiore: *Il diritto internazionale codificato*. Seconda edizione. Napoli, Roma, Milano 1898, pp. 298, §§ 745. P. Fiore: *Trattato di diritto internazionale publico*. Terza edizione. Volume primo. Torino 1887, pp. 361, § 532, § 533. Paul Fauchille: *Traité de droit international public*. Tome Ier, Troisième partie. Paris 1926, pp. 447, §§ 902. エジプトの行政的分離独立後、トルコ皇帝は、勅令を以て(一八六六・五・二一及び一八六七・六・五)、領事裁判制度は、エジプトにも施行される旨宣言した。⁽³⁾

(3) フォーシル、同上、一六九頁。

運河会社の理事部(理事部住所)がパリに在り、フランスの匿名会社組織にしたがって運営され、これに関する一切の紛争は、フランスの仲裁裁判及び裁判所に附託することとなっているところから、裁判管轄も複雑になつてはいるが、そのことは会社がエジプトの国籍をもつ事実に影響するものではない。

三 運河会社の国籍に関する判例

万国スエズ海路運河会社がエジプトの国籍をもつことは、讓許協定(一九六・二・二二)の規定(第一六条)で明かなことであるが(なお定款第三条、住所及び理事部条項)、フランスの判例でも、それは明かである。

以下は比較的初期の判例であるが、スエズ運河通航料等の取立に関するもので、直接にはスエズ運河会社の国籍が主題となつたのではない。しかし事件を介して、同会社がエジプトの内国会社であることが確認された。

スエズ運河通航料等の取立に関しては、第二次讓許令(一八五六・一・五)は、一噸あたり一〇フランとしていた(第一七条)。ところが運河開通の直前、料金規則が定められ(一八六九・八・一七、開通は同一・一七)、その後、スエズ運河会社は、新規則を制定した(一八七二・七・一)。それは讓許令の定めた徵課金を越えて、噸あたりその他一定基準による取立を定めたものである。これが事件の紛因であつて、特にフランス郵船会社(Comp. des Messageries maritimes)は、スエズ運河会社を相手取つて、セーヌ商事裁判所に訴を起し、右の新規則は、上述讓許令に違反するとして(第一七条)、その無効を申立て、その取立は、旧時の基準に復帰すべきであるとし、上述新規則の適用による超過取立金額の返還を請求した。これにたいして、セーヌ商事裁判所は、原告の請求を認めた(一八七二・一〇・二六判決)。ところがトルコ皇帝は、本件判決にたいして異議あり、直ちにフランス政府にたいし、電報による抗議を發して、万国スエズ海路運河会社は、その主事務所がアレクサンドリアにあり、エジプトの会社であつて、トルコ帝⁽¹⁾国の法律と慣行に服するものであると述べた。

(1) Joseph A. Obieta, S. J.: The international status of the Suez Canal. The Hague 1960, p. 92.

他方本件の被告スエズ運河会社は、セーヌ判決に不服で、パリ控訴院に上訴し、裁判所の管轄を争って、原審判決の破毀を請求した。したがって控訴審での争点は、専ら管轄の有無であるが、控訴院は、スエズ運河会社を以て、外国会社、すなわちエジプト会社であることを当然の前提として、裁判管轄権があると断じた。運河会社対フランス会社間の紛争は、讓許協定(一八六六・二・二二)の規定する運河会社と個人間の紛争として、エジプトの裁判所に提訴され、その準拠法は、エジプトの法律、慣行等であるように思われる(第一六条)。しかしパリ控訴院は、原告の管轄異議にたいしては、フランス会社が外国会社(注、スエズ運河会社)にたいして訴を起したのであり、同外国会社による適法な通航料を越えた取立金額の返還請求にたいしては、フランスの裁判所に管轄権があったとした。控訴院はその理由として、讓許令(一八六六・二・二二)は、会社と各国民間の争執は、エジプトの裁判所に訴えるとした規定(第一六条)の故に、フランス人にたいして、外国人をフランス裁判所に訴えることはできないとするスエズ外国会社の申立は、フランス民法の訴権規定(第一四条)に見て、誤っているとした。同条は、フランスに住所を有しない外国人でも、その外国でフランス人にたいして負うた債務については、フランス裁判所に召喚し得るとし、つまりこれにたいして管轄権があると規定した(同条後段)。

控訴院は、また第二讓許令(一八五六・一・五)は、スエズ運河会社にたいして、通航料の徴課について規定した(第一七条)、その裁判に附された私権の決定上、これに関する控訴院の解釈権を否認するものではないとした。控訴院は、反対にスエズ運河に関する讓許については、その讓許者であるトルコ・エジプト政府の外、解釈してはなら

ないとすること、控訴院がこれを解釈することは、外国主権にたいする干渉であるとして、つまりはフランス裁判官の判決は、本質的に私権にしか関係しないとして、かつ既判事項としての効力もなく、外国の執行判決による外、執行力もないとすること、それは空虚な主張であるとして、再び民法前掲の規定について論及し、フランス裁判所の同条による管轄は、何らの例外なく、かつ絶対的であって、私人間の私権に関する一切の争議に適用があるとした。また民法は、裁判官にたいし、一切の事件を裁判するよう命じ、これにたいする拒絶(注、法の沈黙、不明確または不完備を口実とする拒絶)は、裁判拒否(*déni de justice*)を以て問責する旨規定していることを指摘した(第四条)。かくてパリ控訴院は、スエズ運河会社の管轄異議を却下した(一八七三・三・一一)。

破毀院は、控訴会社の申告にたいして、パリ控訴院判決の讓許令にたいする解釈を不当として、その判決を非議することは、破毀院の権限に属さないとして、これを却下した(一八七四・二・二三)⁽²⁾。

(2) *Comp. des Messageries maritimes c. Comp. du canal de Suez. Arrêt de la Cour de Cassation, 23 février 1874. Recueil Général des Lois et des Arrêts (Sirey), IIe Volume 1871-1875, Ire Partie, pp. 480.*

四 イギリス政府の会社株式買収

スエズ運河会社の大株主は、設立の沿革からして明かであるように、先ずフランス系であり、次いでエジプト宮廷であった。フェルディナン・ド・レセップスは、讓許賦与の恩義に酬るため、ケディヴ(エジプト副王)にたいして、無償で、会社の設立株多数を贈与した。しかし代々のエジプト宮廷は、財政能力に欠け、やがてこれを売却する必要

に逼られた。イギリス政府は、電光石火の行動で、エジプト宮廷株を引取り、フランスに次ぐ大株主となった。後に運河会社紛争で、イギリスがフランスとともに、一方の主役を演ずる関係上、これについて言及しておくこととする。その経過は、次ぎのとおりである。⁽¹⁾

(1) George Earle Buckle: *The Life of Benjamin Disraeli, Earl of Beaconsfield*. London 1920. Volume V. pp. 439. 今尾登、スエズ運河の研究、前掲、一一五頁以下。

ある朝(一八七五・一一・一五、月曜日)、ペル・メル・ガゼット紙の編輯者フレデリック・グリーンウッド (Frederick Greenwood, editor of the *Pall Mall Gazette*) は、イギリス外務省にダービー外相 (Lord Derby, Edward Henry Smith Stanley) を訪ねて、エジプトの副王イスマイルが、スエズ運河株をフランス資本家に売渡すため、交渉中であることを指摘して、イギリス政府は、これに介入して、自らこの株を購入すべきことを進言した。当時イスマイルは、普通株四〇万中、ほぼ一七万七〇〇株を所有していた。

かねてデイスレリー首相は、イギリス本国とインド間の帝国連絡線を確保し、全東方世界にたいして、イギリスの地歩を鞏固にしたいと念願していたので、エジプト副王の株売出は、この構想を実現するのに絶好の機会を供した。但しグリーンウッドが情を知らせた相手は、ダービー外相で、外相は慎重な人であり、グリーンウッドの進言には、積極的に反応しなかった。しかしデイスレリーは、直ちに株の買占が高い政治的価値あることを認めた。問題は、株買占の資金である。

デイスレリー(ド・イスラエリ)は、エスパーニア中世以来のユダヤ系出身で、自らそれを誇りとしていた。⁽²⁾幸に同首

相は、かねてロンドンのユダヤ大財閥ライオネル・ド・ロッチャイルド (Baron Lionel de Rothschild) 夫妻と親交あり、特に毎日曜日には、夫妻に招かれて、晩餐を共にするのが常であった。ヘル・メル・ガゼット紙編輯者よりの情報提供がある前から、ロッチャイルドも、またディスレリーの請求により、また自己の発意で、虎視眈々として、スエズ株を狙っていたと信ぜられるふしがあり、ディスレリーは、ロッチャイルドとの晩餐で (一一・一四)、すでにイスラエルの株売出につき、情報を得ていたようにも想定されている。

(2) D. C. Somervell: *Distraiti and Gladstone. A duo-biographical Sketch.* New York 1926, pp. 19.

ディスレリーがこの情報を得たときは、絶好の機会であった。エジプトの宗主権国トルコは、事実上の破産直後であり、その事實は、アレクサンドリアにも敏感に看取された。副王イスマイルは、多年にわたる失費よりして、財政破綻の寸前であった。宗主権者の轍を踏まないためには、その保有株を売出すよりほかはなかった。グリーンウッドが外務省を訪問した日より三日前 (金曜日、一一・一二)、イスマイルは、手持の株券を約九二〇〇万フラン (三六八万ポンド) で売離すことに同意していた。しかしパリでも、それだけの資金を調達することは困難であり、一週間の猶余を求めているものであった。

エジプト駐在イギリス弁務官 (General Stanton) は、本国政府の訓令により、首相ヌバル・パシヤ (Nubar Pasha) 及び副王イスマイルに会見して、直接事情を聴取し (一一・一六、火曜日)、これを本国政府に報告した。ディスレリーは、一刻も猶余ならぬとして、報告を得た翌日、閣議を開いて、イギリスが株を買得すべきだとの積極論で、閣員を説得した (一一・一七)。これよりディスレリー首相のヴィクトリア女王にたいする報告、女王の回答、閣議開催、政

府とスタントン使節間の電信往復、スタントンの現地折衝は、極めて頻繁、もとよりデイスレリーは、寸刻を争う機会として、精力的に行動すれば、最初やや躊躇気味であったダービー外相も、決定的態度を採るようになり、フランス政府よりの打診にたいしても、確乎としたイギリス政府の方針を告げた。フランス外相ドゥッカーズ公 (Louis-Charles-Elie Decazes, duc) も、イギリスにたいして好意的であった。

この間、問題は、副王イスマイルの必要とする四〇〇万ポンドの金策であった。議会は閉会中であり、しかも敏速に事を運ぶ必要があった。デイスレリー首相の旨を受けて、一役を演じたのが、首相の信頼する私設秘書モンテ・グ・コリー (Montagu Corry, after 1880 Lord Rowton) である。コリーは、ライオネル・ド・ロッチャイルド (男爵) をニュー・コートに訪ねて、デイスレリーの要望を通じ、その協力を求めた (一一・一七又は一一・一八)。これを端緒として、やがてデイスレリーは、売出株の全部を買占めることに成功した。これだけの大金を火急の間に入手したことは、空前のことである。デイスレリーは、誇らしげにヴィクトリア女王に報告し (一八七五・一一・二四) “It is just settled: You have it, Madam. The French Government has been out-generated.”、女王も、高額を気にしながらも、満足した返書を与えた (一一・二五)⁽⁵⁾。

(3) 以後イギリス政府と運河会社 (レセップス) との折衝、両者間の特別約款等については、今尾、スエズ運河、前掲、一四二頁以下。

五 エジプト混合裁判制度の導入

エジプトでは、治外法権的領事裁判制度と並んで、個々に混合裁判制度が導入され、終局的には、多数国間のエジプト混合仲裁裁判制度が確立された。先ず草案の成立、諸国の受諾加入、副王(ケデイヴ)による公布(一八七五・九・一六)、その実施(一八七六・二・一)によって、ここに具体化した。⁽¹⁾「混合訴訟上の司法機関規則」(Règlement d'organisation judiciaire pour les procès mixtes)というのがそれである。本規則が国際法上の性質を有するものか、エジプトの内国法令に止まるかは、議論があるが、その制定経過及び諸国(ドイツ、オースタライヒ・ウングルン、ベルギー、デンマーク、フランス、ギリシャ、イギリス、イタリア、オランダ、ポルトガル、ロシア、スウェーデン及びノルウェー、エストニア、アメリカ合衆国)の受諾加入に見て、エジプトをも当事者とする多数国間の国際的協定と見てよいであろう(「スウェーデン及びノルウェー」は、物的連合⁽²⁾)。

(1) フォーシル、国際法、前掲、第一卷、第三部一七〇―一七一頁。

(2) 入江、大畑、外交史提要、四頁脚注(一八一四・八・一四条約)、物的連合の解消、一二八頁脚注(一九〇五・六・七)。

混合訴訟規則によれば、第一部民商事管轄で、民商事裁判のため、第一審裁判所をアレクサンドリア、カイロ及びガズグ(後に変更)の三地に設けること(第一条、各裁判所は、外国人四名、内国民三名の七名を以て構成すること、判決は外国人三名、エジプト人二名の五裁判官により行うこと、外国人の一名が裁判長となること(第二条、アレクサンドリアとカイロに上訴裁判所を設け、内国人四名、外国人七名の一人を以て構成すること、外国裁判官一名が

裁判長となること、判決は、外国人五名、内国民三名の八裁判官により行うこと(第三条)、必要によつては、第一審裁判所及び上訴裁判所の裁判官を増員し得ること、但し内国民及び外国人の比率は、上記の定めるところを変更しないこと(第四条)であり、その他管轄(第九条乃至第十四条)、判決の執行(第一八条乃至第二五条)、外国人刑事犯罪人にたいする刑事裁判管轄(第二部第一条以下)等について規定した。⁽³⁾

(3) 規則全文は、フライシユマン、国際法淵源、前掲、一三八頁以下(第三八号)、ドイツの規則加入議定書(一八七五・五・五)全文をも収録している。一四四頁以下。ホランド、東方問題におけるヨーロッパ協調、前掲、一二八頁以下。フランス加入議定書(一八七四・一一・一〇)及びドイツ加入議定書を対照しつつ、両議定書の全文を収録している。一四一頁以下。

混合裁判制度の確立とともに、同制度は、漸次単一国の領事裁判制度に代ることとなる。

スエズ運河会社の定款によれば、エジプトで生じた紛争で、会社対個人間のもの、個人の国籍に関係なく、地方(エジプト)裁判所の管轄に属する旨規定されていたが(譲許協定第一六条第二項、前述)、これは必ずしも最重に解されなかつた。同会社は、エジプト会社であるとしても、株主の性質からして、関係株主も、この種事件には関心あり、ひいて事件は国際的性質をもつとして、混合裁判所に管轄があるとされた(一八八〇・五・二〇、アレクサンドリア混合裁判所判決)。フランス裁判所も同様の見地に立ち、エジプトで、フランス人と運河会社との間に生じた紛争につき、同会社は、フランスの会社ではなく、エジプトの会社であるから、フランス領事裁判所で裁判したのは、妥当ではなく、よつてそれを改めて、アレクサンドリア混合裁判所の判決にしたがつて、混合裁判所の管轄に属すると判決した(一八九六・三・四、エックス控訴院判決)。⁽⁴⁾

(4) フォーシル、国際法、前掲、第一巻、第二部、三〇七頁。

上述フランス裁判所の判決で、運河会社は、フランスの会社ではなく、エジプトの会社であるとしてゐることは、既に指摘したとおり、当然のことではあるが、なお注意に価することである。

イギリス政府も、その後、明確に同様の見解を表明した(後述二六頁)。

六 コンスタンティノープル条約

スエズ運河は、最初から国際運河として、諸国の船舶にたいし、何らの差別なく、また人もしくは国籍による優劣なく、開放されることになっており(一八六六・二・二二の譲許協定、三・一九、トルコ皇帝裁可)、事実その開通後、そのとおり実施された。しかし運河の国際性につき、初めて国際条約により規定したのは、コンスタンティノープル(イスタンブール)で署名されたスエズ運河に関する条約である(一八八八・一〇・二九)。締約国は、一方オースタライヒ・ウンガロン、ドイツ、エスパーニヤ、フランス、イギリス、イタリア、オランダ、リュクサンブール及びロシア、他方トルコであった。エジプトは、依然トルコの従属国であったから、締約国とはならなかったが、同運河は、現実には、エジプトの領域内運河であるから、一方では締約国の在エジプト機関が、条約の履行につき監督するとともに(第八條)、エジプト政府は、トルコの勅令に基く自己の権限内で、かつ本条約の規定する条件内で、条約の履行を尊重させるに必要とする措置をとるとし(第九條第一項)、エジプト政府が十分の方法を備えていない場合は、トルコ帝国政府に訴え、トルコ政府は、この要請に応じて、必要な措置を執るべく、かつロンドン宣言(一八八五・三・一七)の署名国にたいし、この旨通報して、必要とあれば、この諸国と協議する旨規定した(同第二項)¹⁾。つまり運河条約の履行

については、エジプトが第一次責任、トルコが第二次責任を執ることとしたものである。そしてトルコ皇帝の外、トルコ皇帝の名で、エジプト副王も、必要に応じて、勅令の与えた制限内で、自己の軍隊によって、エジプトの防衛及び公共秩序の維持を確保する旨を規定した(第一〇条)。本条約の規定以外に、トルコ皇帝の主権的権利や、トルコ勅令に基く副王の権利及び免除は、何ら毀損されるものではない(第一三条)。本条約は、スエズ運河会社に関し、何らエジプト副王の主権的権利を制限した規定を設けていない。

トルコの結んだ条約は、当然にエジプトにも適用されるのであるから(前述二頁)、エジプト政府も、本条約に拘束される。⁽²⁾

(1) ロンドン宣言(一八八五・三・一七)とは、ドイツ、オースタライヒ・ウングアルン、フランス、イギリス、イタリア、ロシア及びトルコの七カ国が、運河の規制計画について、申合せたものであり、これによりやがてパリ委員会の開催となった(一八八五・三・三〇)。フォーシル、国際法、第一巻、第二部、前掲、三二二頁。

(2) コンスタンティノープル条約は、シュトルップ、国際法史文書集、前掲、第二巻、一九八頁以下、フライシユマン、国際法淵源、前掲、二二〇頁以下。

本条約は、万国スエズ海路運河会社についても言及しているが(第二条、第一四条)、ただそれは事実を指摘しただけであって、同会社の内国法的地位が、条約上の地位に⁽³⁾変る効果をもたらしたのではない。

(3) コンスタンティノープル条約とスエズ運河会社の関係如何につき、Gerard Fouloux: *La nationalisation et le droit international public*. Paris 1962, pp. 339.

本条約は、平戦時を問わず、商船及び軍艦にたいし、掲揚国旗による差別なく、自由に開放するとの原則を掲げた

(第一条第一項)。締約国は、平戦時を問わず、運河の自由使用を妨げてはならず (同第二項)、運河は、封鎖権 (le droit de blocus) に服さない (同第三項)。封鎖権行使の禁止規定がないとすれば、事情によっては、平時復仇または平時強制措置として、平時封鎖権行使の対象となり得たであろうし、また戦時は、一定条件の発生にともなつて、同じく戦時封鎖権も行使され得たであろう。本条項は、平戦時、艦船の自由航行を確保するため、ここまで徹底したものである。それと必然的関連事項として、運河の中立性についても規定し、交戦国軍艦の自由通航を認めるが、交戦締約国は、トルコをもふくめて、運河内、出入諸港及び諸港三海里内での戦争上の権利、敵対行動、その他自由航行を妨げる行動をとつてはならぬこととし、その他、平戦時、締約国軍艦にたいして、一定の制約を設けた (第四条乃至第七条)。

条約には、有効期間の定めはなく、本条約上の約束は、スエズ運河会社の譲許期間によつて制限されるものではないと規定している (第一四条)。つまり恒久的に、国際運河として維持する主旨を示したものである。

イギリス政府は、条約の署名にあたつて、重要な一般的留保を行った。これより先き、エジプト民族主義者アームド・アラビ (Ahmed Arabi Pasha) の指導下に、排外的叛乱あり、アレキサンドリアにおけるヨーロッパ人大量殺戮を契約として (一八八二・六・一一)、イギリス艦隊の同市にたいする一斉包撃 (七・一二)、イギリス軍の揚陸、そのカイロ入城あり (九・一五)、以来イギリスは、エジプトの軍事占領は、公共の安寧を維持するための一時的措置であるとしていたのであるが、事件落着後も、無期限に駐兵を続けた (平時占領)。これはイギリスのエジプトにたいする政治的勢力を保持し、拡充するための威力となつたものであるが、コンスタンティノープル条約の起草にあつて、イギリスが留保を行ったのは、この地位に基き、スエズ運河自由航行及び中立性の原則、ひいては軍事的行動の制約に關す

る規定にかかわらず、防衛上の自由行動を確保するためであった。イギリスは、パリの委員会(注一参照)で、本条約の起草にあたった当時、一般的な留保を行う意図を明かにし、それを議事録に留めたのであるが(一八八五・六・一一)、それはイギリス軍のエジプト占領中は、その特別地位に鑑みて、自由行動を留保しようとしたものであり、後の条約交渉でも、イギリス首相(Lord Salisbury, Robert Cecil)は、イギリス政府の名において、これにつき重ねて確認した(一八八七・一〇・二二)。この留保は、条約の署名にあたっては、くりかえされなかったが、署名国政府は、その前後、別に抗議を行わなかったのであり、黙示的にこれを承認したことになる。イギリス政府の留保宣言は、次ぎのとおりである。⁽⁴⁾

一。 (4) フライシユマン、国際法淵源、前掲、二二〇頁、脚注一、シュトルップ、国際法史文書集、前掲、第二卷、三九頁、脚注一。

『イギリス代表部は、スエズ運河の自由使用を保証するための確定的制度として、本条約の正文を提出するにあたり、右規定で、現にエジプトの当面する過渡的かつ例外的状態と両立せず、またイギリス皇帝陛下の軍隊によるエジプト占領期間中、イギリス政府の自由行動を制約すべきものの適用にたいし、一般的留保(*une réserve générale*)を行うことは、その義務であると思惟する。』

条約は、条約規定の履行にたいする確保方法、運河の自由航行及び安全の保障について規定している(第八条乃至第一〇条、特に第八条)。しかしイギリス政府が右のように行動の自由を留保したとなると、運河航行の自由は、實際上、有名無実となる惧れがあった。

本条約は、三ヵ月以内に批准される旨の規定があり(第一七条)、事実締約国は、コンスタンティノーブルで、批准書を寄託したのであるが(一八八八・二二・二八)、實質的にこれが実施されたかについては疑問がある。カーゾン外務次官 (Curzon of Kedleston, Georges Nathaniel, Lord) は、その議会声明(一八九八・七・二二)で、『ソールスベリ卿による留保の結果として、条約の諸規定は、実際上は適用されなかった』と公言する⁽⁵⁾。一部の論者は、イギリス政府の一般留保によって、実際上は、条約の効力を麻痺し、条約が事実上実施されたのは、イギリス、フランス間の友好協商(一九〇四・四・八署名、調印)で、イギリスがその留保を撤回し(エジプト及びモロッコに関する宣言、第六条⁽⁶⁾)、よって締約国による条約の履行方法(第八条の規定)が実効を有することとなったとする⁽⁷⁾。

(5) フォーシル、国際法、前掲、三三四頁。

(6) 入江、大畑、同上、一一〇頁以下。フライシユマン、国際法淵源、前掲、三四六頁以下。シュトルツ、国際法史文書集、前掲、第二卷、三七頁以下。

(7) ドゥルデネフスキー、スエズ運河、前掲、三四頁。

エジプトは、依然トルコの従属国であるが、その変態的独立性は、既成事実として築かれて行った。イギリス、フランス間友好協商の成立より数年前であるが、イギリスは、エジプトとの連合軍を率いて、スーダンに遠征し、フランスとのファシヨダ事件を出来したのであるが、これを契機にイギリス、エジプト間のスーダン協定を結んだ(一九九・一・一九及び一八九九・七・一〇の修正協定)。この範囲では、エジプトは、国際条約締結の能力とスーダン共有領土権が認められたことになる。但しイギリスは、圧倒的に優位にあった。⁽⁸⁾

(8) 入江、大畑、外交史提要、一〇三頁以下。John Marlowe: Anglo-Egyptian Relations 1800-1953, London 1954, pp. 409

(The Sudan Convention of 1899). フライシマン、国際法淵源、前掲、二八九頁(第六九号)。シュトルップ、国際法史文書集、第二卷、三四頁(第一〇三号)、三六頁脚注1。

七 第一次世界戦争後のエジプト

兩次の世界戦争は、エジプトの地位に重大な変化をもたらした。第一次世界戦争後は、独立の道へ、第二次世界戦争後は、完全独立の道へと進み、そしてスエズ運河に関する地位も、その主体制を確立した。

先ず第一次世界戦争に際してであるが、イギリスは、フランスとともに、ドイツの同盟国トルコ(一九一四・八・二、ドイツ、トルコ兩國同盟条約締結)にたいして、戦争状態に入った旨表明し(一一・五)、やがてイギリスは、エジプトを自国の保護国とする旨宣言し、エジプトのサルタン(元首)に通告した(一九一四・一二・一八)⁽¹⁾。これは戦争中、一交戦国の一方的宣言であり、これにより法的効力を生じたものではないが、トルコとの講和条約によって再確認され、トルコとのセーヴル講和条約(一九二〇・八・一〇署名)では、トルコはイギリスがトルコにたいして、戦争状態に入った日(一九一四・一一・五)に遡って、エジプトにたいする一切の権利、権原を失ったとし、またイギリスがその保護権の設定を宣言した日(二二・一八)に遡って、イギリスのエジプトにたいする保護権を認めると規定された(第一〇一条、その他各講和条約にも同様の規定)。セーヴル条約は、ムスタファ・ケマル(Mustapha Kemal, Atatürk)の革命で、実施にいたらず、この過程で、イギリスは、エジプトでの激しい独立運動に鑑み、エジプトを独立主権国と認め旨宣言した(一九二二・二・二八)⁽²⁾。その後、先きのセーヴル条約に代って、ローザンヌ講和条約が締結された(一九

二三・七・二四署名⁽³⁾。本条約で、トルコは、エジプト（及びスーダン、セーヴル条約第一二三条以下）にたいする一切の權利、権原を遡及的に（一九一四・一一・五）、放棄した（第一七条）。

(1) John Marlowe: *Anglo-Egyptian Relations 1800-1953*. London 1954, pp. 212. Texts, pp. 412.

(2) マーロー、英埃關係、前掲、二四六頁。

(3) 入江、大畑、外交史提要、二五〇頁及び二五五頁以下。

先きにイギリスは、エジプトを独立主権国と認める旨宣言したのであるが、これによりエジプトは、形式的には独立したものの、エジプトの国際的地位は、實質的には、さほどの変化はなく、イギリスは、(イ)エジプト交通連絡の安全、(ロ)直接、間接を問わず、あらゆる外国の侵略または干渉にたいするエジプト防衛 (The defence of Egypt against all foreign aggression or interference, direct or indirect)、(ハ)エジプトにおける外国利益の保護及び少数民族の保護及び(ニ)スーダンに関する事項について、追ってエジプトと協定ができるときまで、絶対にイギリス政府の裁量に留保した。⁽⁴⁾

(4) マーロー、前掲のイギリス政府宣言。

次いでイギリスは、アレクサンドリア事件以来、事実上の軍隊駐留に代えて、同盟条約及び附属書（一九三六・八・二六）上の駐留及び防衛権に切替えた。条約は、その冒頭で、イギリス軍隊によるエジプトの軍事占領は、終止すると規定したが（第一条）、それは右の意味に解さなければならない。両国は同盟を締結し（第四条）、戦争または戦争の急迫した脅威もしくは国際的緊急時に備えて、エジプトのイギリスにたいする便宜供与につき規定するとともに（第七

条第二項、イギリス軍のスエズ運河地帯駐留が認められた（第八條）。イギリスのスターダンにおける優位的地位には変わりがない（第一一條）⁽⁵⁾。

(5) マーロー、英埃關係、前掲、三〇〇頁以下。同盟条約全文は、同書、四一六頁以下。今尾登、スエズ運河の研究、前掲、四三三頁以下。Droit international et histoire diplomatique. Documents choisis par Claude-Albert Collard. Troisième édition. Tome 1, Paris 1955, pp. 545.

イギリス、イタリア両国政府は、エチオピア戦争の終末段階で、いわゆる復活条協定（一九三八・四・一六、Accordi di Pasqua）を結んだが、その中で、コンスタンティノープル条約のスエズ運河航行自由保障原則を再確認した⁽⁶⁾。

(6) 入江、ヴェルサイユ体制の崩壊、下巻（昭和十九年）、二六九―二七〇頁。イタリアのエチオピア遠征軍事中、スエズ運河の地位については、同書、二二二頁及び二二二頁註参照。

八 混合裁判所の金フラン貨判決

イギリスがエジプトの独立を認めた以上、エジプトの領事裁判制度、混合裁判制度は、この独立と相容れない。イギリス政府は、先きにエジプトとの同盟条約で、その廃止に関する措置を予定したのであるが（第一三条及び附屬書）、関係諸国とのモントルー条約（一九三七・五・八）で、実現の運びとなった。但し条約の実施より十二年間の過渡期間（一九三七・一〇・一五―一九四九・一〇・一四）をおいた（第一條）⁽¹⁾。したがって暫くは、依然混合裁判制度が機能したわけである。

(一) Documents on International Affairs, 1937, pp. 538-553. Charles Rousseau : Droit international public. Paris 1953,

p. 236. Lauterpacht: Oppenheim's International Law. Vol. I, Seventh Edition p. 625.

この過渡期間中、前期年度のことであるが、混合裁判所で、「金フラン貨事件」の審理にあたり、イギリス政府は、覚書を提出して、自己の見解を述べた(一九三九・四・一二)。そのなかでスエズ運河会社の地位、その国籍について述べているところを要約すると、次のとおりである。⁽²⁾

スエズ運河会社は、エジプトの法律による法人である。会社の国籍と性質は、全くエジプトのものである。したがって会社はエジプトの法律にしたがう(中略)。会社の名称は(「万国スエズ海路運河会社」であるために)何ら法的意義を有するものではなく、単に称呼に基いて、法的論断を得るものではない。この名称故に、会社よりエジプトの国籍を奪い得ないことは、疑いのないことである。確立された法の原則及び特に国際私法の原則ならびに会社の定款に照らして、同社は、エジプトの会社である。

(2) ドナルド・デネフスキー、スエズ運河、前掲、三四頁及び脚注引用の H. Schonfeld: The Suez canal in world affairs, pp. 131.

イギリス政府は、右覚書で、スエズ運河会社は、エジプトの公共財産を対象として譲許されたものであり、その法的事務所は、エジプトにあるのであるから、エジプトの会社であり、譲許によっても、定款によっても、そうであるとしている(譲許協定第一六条援用、七頁以下参照)。

本件「金フラン貨事件」は、運河通航料の支払通貨の金フラン條款に関する。会社が運河通航料等の徴収につき許可された譲許令(一八五六・一・五)では、フラン貨を指定しており(一噸当り及び船客一人当り、それぞれ一〇フラン以

内、第一七条)、そのフラン貨は、讓許令の署名された時に効力があつたフランス共和国曆第一一年芽月一七法 (*loi du 17 germinal an XI*, 即ち一八〇二・四・六法) のフランス通貨法により決定された金フランの純分によるものとされて来た。⁽³⁾アレクサンドリア控訴混合裁判所は、本件に関する判決で、スエズ運河会社は、エジプトの国籍を有すると述べた(一九四〇・二・二六)。判決主旨は、次ぎのとおりである。⁽⁴⁾

(3) 今尾登、スエズ運河の研究、前掲、三八四頁注。同法の定める金フランの純分、品位等につき、入江、國際經濟紛争の争訟処理(一九七一年)三三四一頁参照。

(4) *Credit Alexandrin v. Cie Universelle du Canal Maritime de Suez. Decision of the Mixed Court of Appeals, Alexandria, February 26, 1940 (Bull. de Légis. et de Jurisip. Egypt. 5, 1939-1940), Part II, pp. 186-187. Obiter, The Suez Canal, supra pp. 92.*

諸讓許令及び定款に見て、スエズ運河会社のエジプト国籍は、重大な異議の対象とはならない(中略)。国籍はエジプトでありながら、同会社は、万国的性質をもっていたのであり、それは企業に必要な資本を統一するために、異なる諸国に訴える必要があらからであり、また世界のあらゆる国の航海会社と關係を維持しなければならなかつたからである。すでに当事者間でも、本会社は、一のエジプト的であるとともに、万国的でもある会社であることは、確定的に判断されていたのであり、そのことは何よりも、その会社名「万国スエズ海路運河会社」の示すところである。

こうした会社のエジプト的でもあり、万国的でもある二重の性質からして、数カ国に共通の通貨本位を選択することは、自然のことであつた。

スエズ運河会社がエジプトの内国会社であることは、既に讓許令、定款等の解釈、學說及び旧時の判例で一致していること、上來指摘したとおりであるが、後の会社紛糾で異論が試みられたのに鑑み、予めここで重ねて確認しておくこととする。

スエズ運河会社が法的にはエジプト内国会社であるところからして、同運河の經營、管理等で、讓許事項の範囲に属し、改訂を要するものについては、一方エジプト政府、他方運河会社間の協定で処理された。運河会社設立の経緯からして、最初はフランス理事数が圧倒的に多く、次ぎにはイギリス政府が多量の会社株式を買占め、次いで会社との株式約款の締結によって、運河利用国としての実質的地位から進んで、運河管理について發言権を得るようになり(前述)、その發言権は、フランスに次ぐ理事数を占めて、重要な比重を占めることとなった。法的に見れば、運河会社は、エジプトの内国会社であり、運河は、エジプトの内水運河ではあると言つても、エジプト理事の数が多少増加したのは、第二次世界戦争後、エジプト政府及び運河会社間の新協定による(一九四九・三・七署名、一九四九・八・一 九実施の協定によれば、理事数の各国別割当は、フランス一六名、イギリス九名、エジプト五名、アメリカ一名、オランダ一名⁽⁴⁾)。フランス、イギリスの会社における支配的地位は、同時に後の運河会社紛争で両国の執つた態度にも反映する。

(4) ドウールデネフスキー、スエズ運河特許、協定の今昔、前掲、三三頁及び脚注二一。

第二節 会社国有化と軍事行動

一 スエズ運河会社の国有化令

独立エジプトは、トルコの継承国である。継承国は、母国の国際条約を一切継承するわけではない。一般論としては、理論上、また慣例上、必ずしも一致するわけではないが、コンスタンティノープル条約に関するかぎりは、その性質上(対世的運河利用権の設定)、エジプトは、自ら条約上の主体として、これを継承し、エジプト政府自身、その効力を承認して来た。別に独立エジプトが自ら締結した条約は、合意により改廃されないかぎりは、これに拘束されること、当然のことである。イギリスとの同盟条約は、それである。

ところが第二次世界戦争後、アジア・アフリカを蔽う民族解放の風潮は、エジプトやスーダンにも及び、一方ではエジプトがイギリスとの同盟条約の制約を断って、実質的に完全な独立主権を回復しようと要望すれば、他方ではスーダンでも、民族自決の運動が激しくなった。エジプト議会は、ついにスーダン協定や同盟条約を一方的に破棄する法案を可決し(一九五一・二〇・一五)、政府は、直ちにこれを公布実施した(二〇・一六。その後、エジプト国内の重要発展、一九五一・七・二二―七・二三の革命、七・二六、国王退位)。

国際法上の原則論からすれば、条約は締約国の一方的意思により破棄できるものではない。しかし戦後の民族主義的要求にたいして、国際法上の原則論だけで対抗するわけにも行かなかつた。結局イギリスも、スエズ運河基地に関

する協定(一九五四・二〇・一九)を結んで、同盟条約は廃棄し(第二条)、ただイギリスは、一定の場合、エジプトに軍隊を出動し、エジプトの施設を利用する権利を認められた(第四条)。イギリス軍は、直ちに撤退開始、一九五六・六・一三完了⁽¹⁾。なお両国は、本協定でも、コンスタンティノープル条約の運河自由航行保障原則を再確認した(第八条)。

(1) コーシチアスエズ運河問題、前掲、五一頁以下。Coral Bell: Survey of International Affairs 1954. Edited by F. C. Benham. Oxford University Press, 1957, pp. 191. Documents on International Affairs 1954. Oxford University Press, 1957, pp. 248.

スーダン議会独立宣言(一九五五・一二・一九)、同独立共和国宣布(一九五六・一・一)。

エジプトの経済的独立、自主性を回復するため、最後の革命的措置は、万国スエズ海路運河会社の国有化に関する大統領令(法律第二八五号)の発布であり(一九五六・七・二六)、即時実施された(第六条)。国有化法の内容は、次のとおりである(大統領は Gamal Abdel Nasser)⁽²⁾。

(2) 香西茂、スエズ国有化の法的諸問題。田岡良一、田畑茂二郎監修、外国資産国有化と国際法(日本国際問題研究所、昭和三九年) 五六頁。国有化法令文庫、Actualité internationale et diplomatique 1950-1956. Documents présentés par Claude-Albert Collard. Tome II, Paris 1957, pp. 89. 《Archiv des Völkerrechts》, 7 Band, 1./2. Heft (1958), S. 146 ff. Documents on American Foreign Relations, supra 1956. New York 1957, pp. 289. Documents on International Affairs, 1956. Oxford University Press 1959, pp. 77 (Speech by President Nasser at Alexandria), pp. 113 (S. C. Company nationalization law).

一 万国スエズ海路運河会社は、国有化される。同会社の所有する一切の利益及び権利並びにその有する債務は、国家に移転される。現在その運営にあっている組織及び委員会は、すべて解散される。株主及び発起人株の所有

者は、その所有する株式及び発起人株にたいして、本法施行日の前日におけるバリ証券取引所の最終相場を基礎として評価された価値によつて補償される（第一条第一項）。

右補償は、国が国有化された一切の財産及び所有物を占有した後に支払う（同第二項）。

二 スエズ運河通航役務の管理は、商務省に属し、法人格を有する独立の機関がこれに当る。右機関の設立及び職員の報酬は、共和国大統領の決定により定める（後掲、大統領の決定参照）。右機関は、役務の管理につき、政府の管轄及び規則に拘束されることなく、そのため必要な一切の権限を有する（第二条第一項、第二項以下は、会計の独立性、予算等、略）。

三 エジプト国内及び国外にある被国有化財産、権利は、凍結される。銀行、機関及び個人は、上記機関の決定ないかぎり、方法の如何を問わず、右財産を処分し、金額の如何を問わず、これを支払い、請求または会社による債務の如何を問わず、これを弁済することを禁じられる（第三条）。

四 機関は、被国有化会社の現在職員、被備者または労働者を保有し、右の者は、ひきつづきその勤務を履行しなければならぬ。右の者は、いづれも、方法及び理由の如何を問わず、機関の許可がないかぎり、その勤務を離去し、またはこれを放棄することを許されない（第四条、第五条は、第三条及び第四条の規定にたいする違反の罰則、第六条は、本法の施行事項）。

ナッセル大統領は、国有化法の予定したところに基き（第一条）、スエズ運河の運営に関する機関の構成（人員）を決定（決定第一条）、即日これを施行するとともに（一九五六・七・二六）、商務相にたいし、本決定の履行を命じた（第

二条)。

二 運河利用諸国ロンドン會議

スエズ運河開設、運営の讓許期間は、運河開通より起算して、九九〇年と定められていた(一九五四・一一・三〇の讓許令第三条、一九五六・一・五の第二次讓許令第一六条第一項、一八六六・二・二二の讓許協定第一五條、運河開通は、一八六九・一一・一七、いずれも前述)。運河開通の日から九九〇年は、一九六八年十一月十六日であつて、国有化令の直前、エジプト政府と運河会社の間結ばれた財政協定(一九五六・六・一〇)も、讓許協定と同一の有効期間とすることとしていた。国有化令は、満期以前、讓許を失効させたのであり、これにより会社及び外国株主の既得権を収奪したのであるから、讓許契約の違反であり、右既得権の侵害となりそうである。

運河会社は、その設立準拠法がエジプト法(基本的、根源的にはトルコ皇帝の勅許)であり、会社の本拠がエジプト(アレクサンドリア)であつて、エジプトの会社である以上、そしてエジプト国内法上、適法とされる措置で国有化された以上、国有化そのものの合法性は認めねばならない。

運河会社の国有化は、エジプトの主権的行為であつて、これについては何ら國際條約上の制約はない。この国有化は、コンスタンティノープル條約の運河航行自由原則を侵犯するものではない。ナッセル大統領も、エジプトは、常に國際的義務を履行して來たし、ひいてはコンスタンティノープル條約の條項で規定され、またエジプト、イギリス運河基地協定(一九五四・一〇・一九、前述)でも再確認された運河自由航行の保障は、全的に維持しているし、今後とも

維持すると述べた(一九五六・七・三一)。イギリス、フランス両国政府が、安全保障理事会議長にたいする共同書簡(一九五六・九・一二、両国国際連合常任代表署名)で、エジプト政府は、コンスタンティノーブル条約で確認され、補充されたスエズ運河の国際的運営制度を一方的に終止しようと企図していると非難したことは、条約論としては、是認できない(この共同書簡は、併せて後述のロンドン会議招集につき述べたものである)⁽¹⁾。

(1) 英仏共同書簡は、Documents on International Affairs 1956, Oxford University Press, pp. 204. ドナルドネフスキーも、この英仏見解にたいして反論している。同氏、スエズ海路運河、前掲、三五頁。

問題は、運河会社の国有化がエジプトの主権的行為であり、運河航行条約に抵触するものではないとしても、この国有化措置が、国際法上一般に要求されている基準にしたがっているか否かである(資本主義諸国一般に掲げる原則によれば、公正、迅速、実効的補償の三原則)。この国有化法は、一定の基準による補償についても規定しているが、それで十分なのか、またその補償が確実に、適当な期間内に行われるか否かである。

フランス、イギリス及びアメリカの三国政府は、共同声明(一九五六・八・二)を以て、エジプトが完全主権独立国家として、適当な条件の下に、その管轄(その政治的権限)に属し、国際的様相(国際的利害要因)のない財産(les avoirs qui relèvent de sa juridiction et n'ont pas d'aspect international; assets not impressed with an international interest which are subject to its political authority)を国有化する一般に承認された権利をふくみ、一切の権限を行使する権利を争うものではないが、今回の決定は、単純な国有化行為の域を脱し、コンスタンティノーブル条約の署名国及び受益国による実効的利用を維持し、確保する責任ある国際機関を恣意的かつ一方的に差押えたこと、特にエジプト政府

が運河会社の従業員にたいし、禁錮刑の脅威によって、ひきつづき勤務することを強制したことは、基本的人権の蹂躪であること等を挙げて、コンスタンティノープル条約の保証する運河の機構を恒常的に確保するため、三国のほか、条約署名国及び運河利用の特別利害関係国によるロンドン会議を至急開き、協議するよう提案し、かつイギリス政府より招請状を発する旨明かにした(会議開催日は一九五六・八・一六)。三国共同声明の翌日(八・三)、フランス外相ピノー(Christian Pineau)は、国民議会での声明で、内国公役務の国有化と条約によって定められた国際公役務の国有化とは、十分区別する必要があると述べた。法的には謬見である。⁽²⁾

(2) 三国共同声明は、コリアル編、国際文書集、前掲、第二卷、九一頁以下。国際問題文書集、一九五六年、前掲、一三八頁以下。本文書集は、右三国共同声明に先きだち、またはその後、主要関係国政府当局の行った議会声明、議会決議、新聞声明、抗議、イギリスのロンドン会議招請状等を収録している。一一五頁以下及び一四〇頁以下。三国共同声明は、右のほか、アメリカ対外関係文書集、前掲、二九二頁以下。「アルヒーヴ」、前掲、第七卷、第一、二合冊号(一九五八年)、一四八頁。

この共同声明で、国際的部面とか、国際的利害関係に牽連しないとかの財産と言っているのは、表現が曖昧であって、法的意味をもつようには思われない。エジプトの管轄に服す財産といえ、正しく国有化の対象となった財産であって、その大部分は国際的利害関係のあるものであり、それを除いては、国有化の適法な対象となるものは極少であろう。しかも国有化法そのものは、コンスタンティノープル条約に基く運河の国際性は、何らか変更するとはいつておらず、これにたいする危惧も、政治的な発言にほかならない。⁽³⁾ また会社従業員の基本的人権を云々しているが、運河運営の公共性に鑑み、関係事業に必要な労働力を確保するための国内的強制規定にたいし、直ちに基本的人権の

侵害であるとして、何らか国際法的見地より非議する根拠はないであらう。

- (3) 「万国スエズ海路運河会社白書」で、エジプト政府の発表したところによれば(一九五六・八・一二)、会社国有化当日より二週間と前年同期二週間のスエズ運河通航船隻数比較表によると、全体として隻数増加、イギリス船は、五〇隻余減、フランス船は、隻数増加を示している。A. C. Прокопов: Советский Союз и Суэцкий кризис 1956 года (Июль-ноябрь). Москва 1969, стр. 80-81.

三国政府の提唱により、被招請国二四ヶ国中、日本を含む二二ヶ国のロンドン会議となったが(一九五六・八・一六より八・二三)、アメリカを初め、会議参加国で、全的にイギリス及びフランスの立場を支持する国は少く、しかもエジプトの不参加で、何ら具体的成果はなかった。ただスエズ運河国際機関の設立について、提案及び各種修正案が討議され、またオーストラリア首相メンズィース(R. G. Menzies)を議長とする小委員会を任命して、エジプト政府と接触させることとした。⁽⁴⁾

- (4) 国際問題総覧(一九五六—一九五八年度)、前掲、一八頁以下。アメリカ対外関係文書集、前掲、三〇一頁以下。国際問題文書集、一九五六年、前掲、一七三頁以下。コリアール編、外交文書集、前掲、第二卷、九三頁以下(一九五六・八・二二、ロンドン会議多数国採択決議)。

「メンズィース小委員会」は、エジプト政府に接触して、その意向を打診したが、ロンドン会議十八ヶ国の提案は一蹴された。よって改めてロンドンで、十八ヶ国会議が開かれ(一九五六・九・一〇—九・二二)、スエズ運河利用国連盟(Suez Canal Users' Association; Association des usagers du Canal de Suez)の設立に関する決議が採択された(一九五六・九・二二)⁽⁵⁾。

- (5) 国際問題総覧、前掲、二七頁以下。国際問題文書集、前掲、二三九頁以下。アメリカ対外関係文書集、前掲、三〇七頁以

下、三二六頁以下、コリアール編、前掲、九五頁以下。

これより一方では、スエズ運河問題について、安全保障理事会の審議が行われたが(後述)、他方第三回ロンドン会議(スエズ運河利用国連盟理事会會議)が開かれ(一九五六・一〇・一より一〇・四)、スエズ運河利用国連盟規約の採択、連盟の結成を見た。⁽⁶⁾

(6) 規約(運河利用国連盟の機構)に関する同連盟理事会決議(一九五六・一〇・四)は、アメリカ対外関係文書集、前掲、三三八頁以下。

スエズ運河は、エジプトの内国運河であり、エジプトの国有化法に基き、新設法人がその運営に当れば、運河航行につき、コンスタンティノープル条約の違反がないかぎり、他の運河利用国は、これに介入することはできない。スエズ運河利用国連盟として、単に紙上の存在に過ぎず、合法的に運河の利用につき介入、干渉し得るものではない。

第三回ロンドン会議開催後、利用国連盟の紙上形態が整うに先きだつて、イギリス、フランスの提訴(エジプト政府の一方的行為により形成された事態、エジプトの対立提訴(若干の国、特にフランス、イギリスのエジプトにたいする行動は、一般平和にたいする脅威、国連憲章違反)で、国際連合安全保障理事会が開かれ(一九五六・九・二六)、エジプト代表をも招致して(憲章第三二条、義務的招請)、審議した結果、スエズ問題の解決六項原則を承認(確認、同意、Le Conseil de Sécurité… Constate que, etc. The Security Council… Agrees that, etc.)した(一九五六・一〇・二三)。六項原則とは、(一)運河通航の自由、通航条件の平等、無差別、(二)エジプトの主権尊重、(三)運河運営上、あらゆる国の政策介入排除、(四)通航料及び徴課金の決定方法に関するエジプト及び利用者の協定主義、(五)運河開発上の公正な割合による

費用割当、(六)万国スエズ海路運河会社及びエジプト政府間紛争の終局的仲裁解決である。本決議は、フランス、イギリス兩決議案であつて、上記六項目は、決議案の第一項を構成し、全会一致の承認を得たが、残余の全部、すなわち第二項乃至第五項は、ソ連邦に拒否された(九対二、反対はユーゴスラヴィヤとソ連邦。エジプトは投票権がない。第三二条)。否決された部分⁽¹⁾は、一八ヵ国提案の具体化につき、エジプト、フランス、イギリス三国政府の折衝継続を求めたものである。有は無よりはよいといふことで、全会一致の六項原則だけを採択議決したものである。六項原則は、運河会社の存続を前提として、紛争の仲裁的解決など、新たな事項を提示してはいるが、理事会は、ただ六項目の方法によるスエズ問題の解決に同意しただけであつて、何ら法的拘束力ある決定を行つたものではない。

(1) 英仏共同決議案全文は、国際問題文書集、一九五六年度、前掲、二四九頁以下。その他前掲諸文書は、いずれも否決部分をも注記。なお本紛争にたいするソ連邦の立場、安全保障理事会におけるその行動については、プロトボポフ、ソ連邦とスエズ危機、前掲、一三七頁以下、一四四頁以下。

三 エジプトにたいする軍事行動

安全保障理事会の六項決議は、内容的に見て、スエズ運河の自由航行に関するかぎり、何ら新たな要求を提起したものでなく、またイギリス及びフランス対エジプト間の対立にたいしては、有効な解決方法を決定したものでなかつた。かつ英仏兩國としても、共同決議案中の最も中心的な部分が否決されたのでは、スエズ運河国有化にたいするその不満は解消しなかつた。その不満はついにエジプト戦争に爆発するに至つた。

エジプト、イスラエル兩國は、兩國間の一般休戦協定(一九四九・二・二四)やイスラエル、アラブ諸國間の国境調

整議定書 (一九四九・五・一二) に拘束され、特に一般休戦協定線を越えて、一方的な軍事行動をとることはできない⁽¹⁾。また英米仏三国政府は、中東問題に関する共同宣言 (一九五〇・五・二五) による約束 (後述) がある。アイゼンハワー大統領 (Dwight D. Eisenhower) は、イスラエル軍のシナイ半島出動前、数日来、イスラエルが軍隊の大規模な動員を行っているとの情報を入手し、イスラエル首相ダヴィド・ベングリオン (David Ben-Gurion) にたいして、二回にわたり警告を試みた (一九五六・一〇・二七及び一〇・二八)⁽²⁾。なおかつイスラエルは、シナイ半島にたいし、同地域にあるエジプトのゲリラ部隊 (Fedayeen) 基地を掃蕩するためと称して、軍事行動を起した (一〇・二九、アメリカ時間一〇・二八)。

(1) 一般休戦協定全文は、Luis B. Sohn: *Cases and other Materials on World Law*. Brooklyn 1950, pp. 440.

(2) アメリカ対外関係文書集、一九五六年度、前掲、三四三頁以下、大統領の新聞記者団声明。

アメリカ政府は、安全保障理事会緊急会議の招集を要請して、決議案を提出し、(一)イスラエルが直ちに休戦協定線にまで軍隊を撤退させること、(二)全加盟国は、国連憲章の目的と両立しない方法で、同地域で軍隊を使用し、または軍隊による脅威を行うことを慎むこと、休戦諸協定の実施につき、国際連合を援助すること、イスラエルがこの決議を履行しないかぎり、同国にたいして、軍事上、経済上または財政上の援助を与えないことを要求した。しかしイギリス、フランスは、拒否権を行使して、この決議を棄つた。イギリスとしては、初めての拒否権であった (一九五六・一〇・三〇)⁽³⁾。よってソヴェト代表は、イスラエル軍隊の即時撤退を骨子とし、アメリカ案と実質的には同一の決議案を提出したが、これまた英仏両国の拒否権行使で、不成立に終った (同日)⁽⁴⁾。

(3) アメリカ決議案は、アメリカ対外関係文書集、一九五六年度、前掲、三四六頁。

(4) プロトボポフ、ソ連邦とスエズ危機、前掲、一九三頁。

他方イギリス、フランス両国政府は、イスラエルが軍事行動を起すとともに、イスラエル及びエジプト両政府にたいし、即時戦争行動の停止、休戦協定線までの軍隊撤退を緊急要求し、かつエジプト政府にたいしては、即時イスラエルとの戦闘停止に加えて、英仏両国の軍隊がスエズ運河地帯を一時的に占領することを要求し、エジプト政府がこの要求に応じない場合は、両国は武力によって介入する旨表明し、十二時間以内の回答を求めた(一〇・三〇)。エジプト政府がこの要求を拒絶したため、両国は、すでに出動中の軍隊により、先ず空より攻撃を開始した(一〇・三一)。

英仏両国政府のエジプトにたいする緊急通告は、期限を附して、一定条件の受諾を求め、その拒絶にたいしては、一定の行動、スエズ運河地帯進駐の軍事行動を執る旨通告した点で、一般に最後通牒といわれたのであるが、これは条件附開戦宣言を意味する最後通牒とは解せられない(一九〇七・一・一八の開戦条約第一条参照)。これにより国際法上の戦争状態が発生したのではなく、単に事実上の戦争行動がとられたに止まる(この点さらに後述)。

エジプトのスエズ運河会社国有化は、利害関係国による武力行動を正当化する何らの理由はない。英仏両国の「最後通牒」、次いでその軍事行動は、「契約上の債務回収の為に兵力使用の制限に関する条約」(一九〇七・一〇・一八)、不戦条約(一九二八・八・二七)及び国連憲章の諸規定に反する(国連憲章第二条第三項、第四項参照)。原理的には、国有化が国際法的に違法であることもあり得るが、それとして兵力の使用を正当とするものではない。⁽⁵⁾

(5) フィーユ、国有化と国際法、前掲、三四八頁以下参照。

時のイギリス首相アンソニー・イーデンは、軍事行動開始の直前、但しすでに軍事行動をとることを決定した後で、下院声明で、英米仏三国共同宣言(一九五〇・五・二五)は、エジプト政府が受諾せず、この三国宣言も、国連憲章も、現に当面するような死活の国際的権利を防衛する上に本質的に必要な措置を採ることを妨げるものではないと断言した(二〇・三〇⁽⁶⁾)。往年のイギリス外相、優れた外交家として名声を馳せたイーデンも、今や往時の面影はなく、その諷言、掩い難く、もはや論理もなく、国際情勢判断の条理もうかがわれない。右の共同宣言は、イスラエル、アラブ地域の平和を期したものであり、特に同地域の平和と安定の確立と維持、同地域諸国間における軍隊の使用またはその脅威に断乎反対し、もしそのいづれか一国が、国境または休戦協定線を侵犯する準備があることを発見した場合は、三国政府は、国連加盟国の義務と両立して、このような侵犯を防止するために、国際連合の内外で、即時行動を執る旨述べたものである(特に声明第三項⁽⁷⁾)。

(6) *The memoirs of Sir Anthony Eden. Full Circle. London 1960, pp. 527.*

(7) 三国共同声明全文は、アメリカ対外関係文書集、前掲、第二二卷(一九五〇年度)、六五八頁以下。

安全保障理事会は、イギリス、フランス両国の拒否権行使で、その機能は一頓挫した結果、その審議は、これを総会に移すことに決定し(一九五六・一〇・三一)、よって招集された緊急特別総会としては、イスラエル、イギリス及びフランスの軍事行動にたいし、相当強い非難を表明し、かつ当面の対策につき決議を採択した。それは英仏両国の行動を以て、あからさまに武力干渉とまでは断定してはいないが、その意味するところは明かである。

総会は、『イスラエルの軍隊は、エジプト及びイスラエル間の一九四九年二月二十四日の一般休戦協定に違反して、

深くエジプト領域に侵入した』こと、また『フランス及びイギリスの軍隊は、エジプト領域にたいし、作戦行動を行つてゐる』ことに注意し、第一義的問題として、敵対行動に従事している全当事者にたいし、即時停戦と休戦協定の線まで、速かに軍隊の撤退を求めたが、これは軍事行動の是非曲直を判断したものである(一九五六・一一・二、総会九九七、E S—1決議、表決は六四対五、棄権六)⁽⁸⁾。後の総会決議でも、この決議を確認し、かつイギリス及びフランス兩國にたいして、エジプト領域より、即時その全軍隊を撤退するよう再び要請した(一九五六・一一・七、一〇〇二、E S—1決議、六五対一、棄権一〇、反対はイスラエル、棄権はオーストラリア、イギリス、ベルギー、フランス、ラオス、リュクセンブル、オランダ、ニュー・ジールランド、ポルトガル、南アフリカ連邦)⁽⁹⁾。

(8) Documents on International Affairs 1956, Oxford University Press, p. 270.
(9) 同上, 三〇四頁。その他入江「国際法解義」三六頁以下参照。

四 エジプト軍事の幅員の事項

エジプトにたいする軍事行動の是非黑白は、国際連合の内外を通じて、一般に明々白々であり、特別緊急総会の後を受けて、第一一回年次総会の処理に移つてからは、イギリス、フランス、イスラエルも、軍隊の撤退につき表明し、総会の事業も、撤退の促進、その他事務处理的なことになった(一九五六・一一・二四の決議及び三国声明、一一・二六の国連緊急国際軍の財政に関する決議、一二・二二、先ず英仏両国軍隊のポート・サイド、その他エジプト地域からの撤退、一九五七・一・一九、総会のイスラエル軍隊撤退決議等)⁽¹⁾。

(1) プロトポポフ、ソ連邦とスエズ危機、前掲、二二一頁以下。国際問題総覧、前掲、一九五六—一九五八年度、一四一頁以下。E. B. Черняк: Жандармы истории (Конгрессиональные интвенции и заговоры), Москва 1969, с. 463 и др.

イスラエル軍隊の撤退、スエズ運河再開、その他国連関係資料は、冒頭解題とともに、国際問題文書集、一九五七年度、一七九頁以下。国連総会のイスラエル軍撤退要求決議 (一九五七・一・一九) は、アメリカ対外関係文書集、前掲、一九五七年度、二五七頁。

エジプト戦争は、その幅員に関する問題として、第一に、一方エジプト、他方フランス及びイギリスの外交関係は断絶し、またエジプトは、国内所在フランス及びイギリス資金を凍結した。双方の請求権主張は、エジプト軍事の終結後、金融、通商協定の署名 (フランスとは一九五八・八・二二、イギリスとは一九五九・二・二八、いずれも後述) で、解決の基礎が成立した。しかし外交関係が回復しないために、協定事項の即時円満な実施とまで進まなかった。⁽²⁾ イギリスとの外交関係回復は、後によりやく代理大使の交換ということで実現した (一九五九・二・二二)。⁽³⁾ アラブ連合、フランス間の外交関係は、これよりさらに遅れて回復した (一九六三・四・四、公式に回復)。

(2) 国際問題総覧、前掲、一九五九—一九六〇年度、三四〇頁。

(3) 国際問題文書集、前掲、一九五九年度、三三四頁、イギリス外相、同日下院声明。

第二に、ナッセル大統領は、スエズ運河基地に関するイギリス、エジプト間協定 (前述)、これに関する国内法及び閣議決定を廃棄した (一九五七・一・一の大統領令)。大統領は、特別緊急総会の諸決議 (一九五六・一一・二乃至一一・七) を援用し、イギリス、フランス及びイスラエル三国軍隊のエジプト領域にたいする侵攻を挙げて、イギリスの右侵攻

は、基地協定の違反と認められるとして（前文）、イギリスが侵略を開始した日（一九五六・一〇・三一）に、同協定は効力を失ったとした（第一条）。

今少しく大統領令の内容につき述べると、要旨次ぎのとおりである。⁽⁴⁾

一 イギリス政府は、フランス及びイスラエル両国軍隊の参加を得て、エジプト領域に侵襲し、恰も基地協定は存在しないかのように、スエズ運河地帯に侵入した。よつて右侵入の日を以て、同協定は失効する（第一条）。

二 右の理由により、同協定に関する法律（一九五四年法律第六三七号）、同附則、往復書簡及び協定附属議定書は、いずれも無効とする。同協定等公布の閣議決定（一九五四・一一・二四）も、これと同然とする（第一条）。

（4） 大統領令全文は、「アルヒーヴ」前掲、第七巻、第一、二合冊号、一四九頁。

イギリスのエジプトにたいする軍事行動は、侵略と認められようし、それは運河基地協定の規定にも、著しく違反する。したがつてエジプトが同条約を廃棄したことは、正当な理由があり、合法と見られよう。

第三は、スエズ運河会社国有化問題の善後処理が中断したことである。エジプト軍事の一段落とともに、漸次その処理が軌道に乗ることは、次項で述べる。

最後に附言すれば、スエズ軍事で、特にエジプトに同情し、終始イスラエルの行動を侵略として非難したのは、ソ連邦であつて（例えば一九五六・一〇・三一の声明、その他⁽⁵⁾）、それはイスラエルにたいする非公式関係にも反映した。イスラエルのジョーダン投資会社（Jordan Investments Ltd.）及び全ソ「石油輸出」公団（B/O «Сознефтеэкспорт»）間の契約（一九五六・七・一七）が、ソヴェト外国貿易省の輸出許可が得られず、履行禁止となつたのは（一一・五通告）、

エジプト軍事を背景として、ソヴェト当局がイスラエルにたいして反撥したものとしか考えられない⁽⁶⁾。

別にソヴェト当局の態度を示すものとして指摘すれば、タス通信社は、ソヴェト当該機関は、エジプト人民の独立にたいする闘争に参加したい希望あるソヴェト民間義勇兵の出国を妨げないと発表した⁽⁷⁾ (一九五六・一一・一〇)。

(5) 国際問題文書集、前掲、一九五六年度、二六九頁(第一六号)。その他 Курс международногo права в шести томах.

Москва 1968. Том III, стр. 158. Редакционная коллегия: Ф. Г. Зуев, И. Ф. Ивашин, В. П. Нихамин: Междунаро́дные отношения и внешняя политика СССР. Москва 1961, стр. 453.

(6) 入江、国際経済紛争の争訟処理 (一九七一年)、五七三頁以下。

(7) ズウエフ等共著、前掲、四五五頁。

第三節 エジプト紛争の終局処理

一 紛争解決案とフランスの独行

エジプト軍事衝突は、万国スエズ海路運河会社の国有化にともなう善後処理を停止した。一方ではイギリス、フランスは、国有化の効力を争っている立場に変わりはないが、ロンドン会議による処理方式は、もはや放棄されたに等しい。しかもエジプト政府は、運河経営問題をふくむ紛争解決方針を掲げて、局面打開の方途に出た。

先ずエジプト政府は、補償及び請求権の解決方針として、カイロ駐在諸国外交代表あてに覚書を発出し、スエズ運河に関する基本方針を示していたのであるが (一九五七・三・八)⁽¹⁾、ひきつづきスエズ運河の経営に関する宣言を發し

て(四・二四)、今や同運河の平常航行が可能となった旨発表するとともに、国有化法の下で、新設スエズ運河公社(Suez Canal Authority)による直營の方針を堅持しつつも、覚書で提示した諸原則の具体化を提起した。⁽²⁾

(1) 国際問題文書集、前掲、一九五七年度、二一五頁(第一六号)。

(2) 同上、二二二頁以下(第一八号)。「アルヒーヴ」、第七卷、第一—二合冊号、一五〇頁以下。オビエタ、スエズ運河の實際的地位、前掲、一二四頁以下。ローターバクト、スエズ運河解決、三五頁以下。

宣言の骨子は、エジプト政府は、コンスタンティノープル条約の規定及び精神ならびにこれより生ずる権利及び義務を尊重し、ひきつづき、これを実施すること(第一節)、これとともに国際連合憲章の原則及び目的に従う決意であり、コンスタンティノープル条約の署名国その他関係諸国も同様であることを確信すること(第二節)、運河通航料は、前にエジプト政府とスエズ運河会社との協定(一九三六・四・二八)で定められたところを基準とし、もし十二月以内にそれが引上げられるとすれば、一パーセントの増加に限定すること(第三節ろ)、通航料は、予めスエズ運河公社にたいし、その許可した何れかの銀行あてに支払われねばならないこと、そのため同公社は、エジプト国立銀行を許可し、また公社のために通航料の受取につき、国際決済銀行(Bank of International Settlement)と交渉中であること(第五節い)、スエズ運河公社は、エジプト政府にたいし、特許料として、総受取額の五パーセントを支払うこと(ろ)、公社は、資本・開発資金を設定して、これに総受取額の二五パーセントを支払い、開発その他その義務履行の経費とすること(は)、公社は、コンスタンティノープル条約の規定した原則に基き、また公社の定款にしたがって、いずれの船舶、会社または当事者にも、他の船舶、会社または当事者にも与えない利益または優遇を与えないこと(第七

節い)、差別待遇または運河規則(第六節)の違反にたいする異議は、これをスエズ運河公社に附託して解決し、これ
で解決しなかった場合は、異議申立人または公社の選択により、仲裁裁判所に附託すること、仲裁裁判所は、右申立
人及び公社各一人及び両者により選定される第三者を以て構成すること、第三者につき合意が得られない場合は、い
ずれか一方当事者の請求により、国際司法裁判所長により選定されること(ろ)、仲裁裁判所の決定は、構成員の多数
決によること、言渡された判決は、当事者を拘束し、当事者は、信義を以て、これを履行すること(は)、エジプト政
府は、さらに運河規則に関する異議についての事実調査、協議及び仲裁裁判につき、適当な取極を検討すること(に)、
スエズ運河会社の国有化にともなう補償及び請求権に関する問題は、関係当事者間に合意が行われなければ、確立さ
れた国際慣例にしたがって、仲裁裁判に附託すること(第八節)、コンスタンティノール条約または本宣言に関して
生ずる紛争または不合意は、国際連合憲章にしたがって解決すること(第九節い)、右条約締約国間の紛争で、条約規
定の解釈、適用に関するものは、国際司法裁判所に附託すること、エジプト政府は、裁判所規程第三六条による同裁
判所の義務的管轄を受諾するため、必要な措置を執ること(ろ)、本宣言は、宣言に示した義務とともに、国際文書を
構成し、国際連合事務局に寄託、登録すること(第一〇節第二項)である。

本宣言は国際法上の拘束力ある単独行為である(第一〇節第二項)。国連憲章の規定する登録は、加盟国の締結した
条約及び国際協定について規定しているが(憲章第一〇二条第一項)、本宣言のような単独行為であつて、コンスタン
ティノール条約の締約国及び運河利用国で、国連加盟国である諸国間に拘束力あらせようとするものにたいし、憲
章の寄託登録規定が設けられた主旨からしても、その適用を排除すべき理由はない。本宣言を同封したハマーション

7. (Dag Hammarskjöld) 事務総長あて、エジプト外相マームード・ファウズィ (Mahmoud Fawzi) の書簡(一九五七・四・二四)でも、本宣言は、そのなかで掲げた義務とともに、一の国際文書を構成することを指摘して、エジプト政府は、事務総長がこれを受理し、登録するように要請した。登録された以上は、登録された条約、協定に関する援用規定も、当然適用があらう(第一〇二条第二項)。

エジプトは、本宣言で国際司法裁判所の義務的管轄を受諾し、これにつき必要な措置を執る旨約束したが(第九節ろ)、ファウズィ外相は、規程の選択条項に基き(第三六条第二項)、義務的管轄受諾の宣言書を国連事務総長に寄託した(第三六条第四項、一九五七・七・一八)³⁾。

(3) 国際問題文書集、上掲、二二六頁脚注一。なお本宣言に関し、スエズ運河利用者連盟理事会発表(一九五七・五・九)参照。同上、二二六頁(第一九号)。

フランスは、エジプト政府が上述の解決方式を提示した後、但し右宣言で公約した国際司法裁判所の義務的管轄受諾に必要な手続を採るに先きだつて、スエズ運河会社問題にたいして、一の強硬な方針を確立した。それは国有化にかかわらず、旧スエズ運河会社は存続するとの前提に立つて、同会社のフランス法化を図つたものである。先ず「フランス法に支配される一会社にたいする一外国法の諸規定を無効とする法律(一九五七・六・一、法律第五七―六五八号、単一の条文)」を以て、万国スエズ海路運河会社は、その設立及び同職員間の関係については、フランス法に支配されるところとして、その存立に関する事項、機関及び財産に関する一切の事項は、フランス法に服し、一外国法の規定には影響されるものではないとし(第一項)、会社の定款で、その改正または追加に関する総会の諸決議は、エジプト政府の

承認を要するとする規定は、これを無効とし、定款には、当該条項は規定されていないものと看做すとした(第二項)。

(4) The Suez Canal Settlement. A Selection of Documents, etc. Edited by E. Lauterpacht. London 1960, p. 1.

かくてスエズ運河会社は、臨時株主總會を開いて、種々の決議を採択し、特に定款を改正して(一九五七・六・二五)、会社の名称を変更し、スエズ財務会社(Compagnie Financière de Suez)とし、新名称の下にひきつづき会社は存続するとの立場をとった。新旧会社は、法的には同一性があるとするものである。かつ会社の目的も、本来の設立事業に加えて、これを拡張するともに、会社の存続期間は、これを二〇五〇年二月三十一日まで延長した。

フランス政府は、政令(一九五七・二・一七)を以て、以上会社株主總會の諸決議を承認した(一八六七・七・二四)の会社法第四六条の適用、後述ルノアール、その他対スエズ財務会社事件参照。スエズ運河会社は、同会社法施行以前に設立された匿名会社であり、よって第四六条の適用あり、その定款改正について、政府の承認を経たものである。なお本会社法は、株式会社の免許主義を撤廃するとともに、株式合資会社についても、厳格な規定を設けた。同法第一条乃至第二〇条。

万国スエズ海路運河会社が本来フランス会社であったとすれば、かつフランス法をその準拠法としたとすれば、フランスの新たな立法措置、臨時株主總會の諸決議、特に定款改正も肯定できようし、会社の解散、終止(フランス民法の規定第一八六五条)、もしくはその存続に関しては、専らフランス法によって決定されたであろうが、同会社は、旧来のフランス裁判所も認めているとおり、フランスから見れば、外国法を準拠法とする外国会社であり、以上フランスの法的措置は、その前提が誤っている(但しフランス裁判所の解釈は別、後述ルノアール事件判決参照)。

エジプトの運河会社国有化措置は、その内国法人にたいするものであって、国有化法は、その内容に見て、国際法

違反の要因はない。したがってフランスの右立法は、エジプト(トルコ)讓許令及び定款に牴觸する措置であり、エジプトを拘束するものではない(後に妥協によって、エジプトがこれを追認すれば、それは別問題である)。

尤もイギリスやフランスとしても、万国スエズ海路運河会社は、法的には依然存続するとの立場を維持しつつも、実際上は、国有化法を白紙に還元させることが可能とは思わず、またその意思もなかったに相違なく、スエズ軍事の一段落後は、問題は、株主補償、従業員年金、その他債権者の権利収奪にたいする補償方法に移ることとなった。

二 ローマ協定及び同協定施行法

エジプト政府の宣言に次ぐ重要な進展は、同政府の要請で、國際復興開發銀行總裁ユージン・ブラック (Eugene Black) の調停によるローマ交渉となり(一九五八・二・一九)、アラブ連合の成立後、アラブ連合政府代表及びスエズ運河關係株主代表の間に、基礎協定または原則協定 (Heads of Agreement, Accord de principe) が署名され、國際復興開發銀行副總裁(後出)が、これに立会署名したことである(一九五八・四・二九)⁽²⁾。協定の内容は省略し、ただ協定当事者の一方は、スエズ運河会社の株主代表であることを指摘しておく。

(1) エジプト、シリアの合体によるアラブ連合共和国の成立(一九五八・二・二一)及びその承認等については、入江、國際法解義、一二三—一二四頁。

(2) ローマ基礎協定は、ローターパクト、スエズ運河解決、前掲、三頁以下。アメリカ國際法雜誌、第五四卷、第二号(一九六〇・四)、四九三頁以下。

アラブ連合は、本ローマ協定の施行法を公布し(一九五八・六・九、法律第六三号)、そのうちで以下の主旨につき、

規定した。万国スエズ海路運河会社(エジプト匿名会社)は、(イ)国有化にともなう補償関係協定の実施、(ロ)最終協定で決定される資産の補償充当保有及び最終協定に基く決定があるまでの投資、(ハ)国有化法の規定と合致して、スエズ運河会社の定款を改正し、一外国法に基いて法人格を享有するに必要な措置を執ることを目的とする以外は、その法人格を保有しない(第二条)。本条の限定目的に合致し、かつ譲許令附属定款(一八五六・一・五及び後改正)の規定する条件の下で開会、審議されるかぎり、株主総会の採択すべき諸決議は、エジプト政府の承認を要することなく執行される(第三条第一項)。

原則協定(ローマ協定、本法附属書)の実施に関する最終協定の締結とともに、アラブ連合政府は、下記債務を除き、一切の義務より免除される(第五条第一項)。

- (1) 国有化法の規定に合致する被国有化会社発起人株の株主及び所持人にたいする補償債務、
 - (2) 右原則協定の予定する民事持株(「後述参照、エジプト政府に帰すべき万国スエズ海路運河会社純益一五パーセント回復民事会社持分」)所持人にたいする補償債務、
 - (3) 被国有化会社被備者にたいし、原則協定の規定に基く支払債務、
- アラブ連合政府にたいし、被国有化会社、その株主、同発起人証券(see parts de fondateurs)所持人(その他列举省略)等による訴訟は、一切受理されない(第七条)。

本法適用の目的上、補償の受益者とは、最終協定で右受益者と定められる法人を意味するものとする(第八条)。以上は、アラブ連合法律第六三号の主要内容であり、本法は官報で公表されるとともに実施された(第九条)。本法

はローマ原則（基礎）協定の実施に関する法律であるが、同時に本原則協定に基く最終（確定）協定をも予定している（本法は後述確定協定附属書四）。なお補償の受益者とは、法人（スエズ財務会社）を意味するとは、アラブ連合政府としては、会社株主等個人を補償の相手としないことを意味している（後述ルノール判決参照）。

本来国有化法は、スエズ運河会社の国有化、すなわち会社の解散をもたらしたものであった（第一条第一項、前述）。したがってエジプトまたはアラブ連合の法的立場からするかぎり、自国法に基いて、内国会社を解散した以上、その存続は、認められるものではなかった。フランスで、前述の立法措置、定款改正により、その存続が主張されても、それはアラブ連合よりすれば無効であり（*Quod nullum est nullum productit effectum*）、自国を拘束するものではなかった。ところが同一内国匿名運河会社が存続し、一定目的の範囲とはいへ、外国法の下で与えられる法人格を享有する会社に改組するため、定款の変更をも予定したのであるから、このローマ基礎協定施行法という新立法により、以上指摘した範囲で、遡及的に国有化法を変更し、実質的には旧株主総会決議による会社名称変更の既成事実を認めて、スエズ運河会社（即ちスエズ財務会社）の存続を認めたことになる。

三 ジュネーブ確定協定の締結

ローマ基礎協定に次いで、確定協定は、ジュネーブで、アラブ連合政府代表（中央銀行総裁）アブデル・ガレール（ゲリル）・エル・エマリー（Abdel Galeel El Emery）、スエズ運河会社の後身、スエズ財務会社（Compagnie Financière de Suez, formerly known as Compagnie Universelle du Canal Maritime de Suez, 協定前文）代表（同社総裁）ジヨルジュ・

ジョロ (J. Georges-Proct) 及び協定の規定する特定目的上、國際復興開發銀行代表イリフ (W. A. B. Iiff) の間に正式署名された(一九五八・七・一二)⁽¹⁾。

(1) ローターバクト、スエズ運河解決、前掲、六頁以下。アメリカ国際法雜誌、前掲、四九八頁以下。

ジュネーブ協定は、ローマ協定とは異り、当事者の一方は、スエズ運河会社株主代表ではなく、スエズ財務会社である。確定協定は、本文二二カ条より成り、主として問題の経過に関する前文及びローマ協定及び前述アラブ連合同協定施行法、フランス法に基くスエズ運河会社の改組、会社の目的及び名称変更に関する臨時株主總會決議を含む附屬文書(全二二件)は、本協定の不可分的構成部分である。協定の骨子は、次ぎのとおりである⁽²⁾。協定中、エジプトまたはエジプト政府及びアラブ連合共和国政府の両様表現があるのは、エジプトという場合、シリア地域はふくまぬものと思われる(後述フランス及びアラブ連合間一九五八・八・二三協定、五五頁以下参照、なお六五頁)。

(2) 前掲協定文のほか、香西茂、スエズ国有化の法的諸問題、前掲、九二頁以下。シュヴァルツェンバーガー、外国投資と国際法、前掲、八八一―八九頁参照。

一 国有化令第二八五号の結果による株所有者及び発起人株所有者にたいする全的かつ最終的解決及びエジプト政府に帰すべき万国スエズ海路運河会社純益一五パーセント回収民事会社 (Paris Civiles : Société Civile pour le recouvrement des 15 pour cent. des produits nets de la Compagnie Universelle du Canal Maritime de Suez attribués au Gouvernement égyptien) 持分権者請求権の全的かつ最終的解決として、アラブ連合共和国政府は、二八三〇万エジプト・ポンド相当額を別に定める年賦支払方法(第八条)で、支払うこと、エジプト在外資産は、スエズ財務会社の

ため放棄すること（第三条イ）、同会社も、以上に鑑み、エジプト在外債務（第五条ろ）を負担し、また年金債務を分担すること（第六条）、かつ本協定の定めるところにより（第七条）、未償還社債元利償還役務に当る義務があること（第三条ろ）、上述の権利及び義務は、株主及び発起人株所有者並びに民事会社持分権者にたいし、個別的にはなく、集団的に帰属すること、全株券所有者を統合する法人で、右権利を有し、義務を負うのは、スエズ財務会社とし、同会社は、一九五八年法律第六三号第八条に規定する法人として指定すること（第三条は）、

二 エジプト在外資産、収入、添加物及びその利益は、本協定当日の現状で、スエズ財務会社に委譲すること、しかしアラブ連合共和国は、その存在または価値もしくは性質の如何を問わず、これにたいする第三者による請求権は、何らこれを保証しないこと（第四条イ）、アラブ連合共和国政府は、右在外資産、収入添加物及びその利益にたいして有していたかも知れない権利は、これを放棄し、スエズ財務会社に譲渡すること（同条ろ）、当事者は、（一）右権利譲渡及び訴訟不継続の方式について合意に達したこと（附属書第八号の諸方式）、アラブ連合共和国政府は、同じ目的で、スエズ財務会社の必要とする他の宣言を交附すべきこと、（二）同政府は、請求によって、スエズ財務会社にたいし、本協定及び同附属書の認証謄本を交附する権限を国際復興開発銀行に与えること（第四条は）、

三 国際復興開発銀行は、本協定の定める年賦償還（第八条）の支払目的上、会計代理人として行動するにつき合意が成立したこと（附属書二一、会計代理協定）、よって右年賦償還条項に基く一切の支払は、会計代理協定の規定にしたがって、同銀行を経由すべきこと（第一〇条）、

四 本協定の解釈また実施に関して、当事者間に何らか不一致が生じた場合は、当事者は、国際復興開発銀行にた

いし、右紛議の和解を援助するため、周旋方を請求すること(第一条)。

以上が協定の骨子であるが、これによりアラブ連合共和国政府(エジプト政府の継承者、上述協定附属書第八諸文書及び後述一九五九・二・二八、イギリス、アラブ連合間協定の用語)は、国有化法の予定した補償方法に代えて、本協定による株主等償還方法及びスエズ運河会社職員の年金支払方法につき、相手協定当事者との間に、合意に達したわけである。なおかつそれは国有化にたいする補償措置であり、この場合、一般原則に基いて、国有化の効力は、領域的(属地的)原則に服し、その域外効力を認めないとするを基本として、この妥協に至ったものである。

なおブレトン・ウッズ協定両機関は、同機関協定に基く本来の任務以外に、このように国際経済紛争の解決等にも当⁽³⁾っている。

(3) 入江、国際経済紛争の争訟処理、前掲、三六九頁以下。

エジプト政府は、イギリス、フランス両国の軍事行動が開始されてより間もなく、国際法上の戦争よりすれば、交戦国の戦時非常措置及び移転措置に相当する措置を講じた。先ず初年度、エジプト軍総督布告第五号(一九五六・一・一)を以て、イギリス及びフランス国民との契約締結または契約の履行を禁止し、また両国民がエジプトの裁判所で、民事上または商事上の訴訟を提起することを禁止した。その外、両国民の在エジプト財産管理に関する一般計画につき規定した。さらに同日の軍総督布告第五号乙によって、本令第五号をオーストラリア国民にも適用した。次いで翌年、強制管理長官は、政令第三八七号(一九五七・四・二九)で、特定イギリス人及びフランス人の在エジプト財産を売却し、及び清算する権限を与えられた。⁽⁴⁾その他イギリス、フランス両国とも、若干は、エジプト国民にたい

する為替管理その他特別措置を執つたので、エジプト軍事行動の終止後は、以上双方の特別措置を解除して、相互関係を平常化し、損害にたいしては補償する必要があつた。

(4) ローターパクト、スエズ運河解決、前掲、四七頁。

四 アラブ連合、フランス間協定

エジプト軍事は、事実上の戦争ではあつても、国際法上の戦争状態が発生したのではなく、戦時中立を含む全面的な戦時規則が適用されたものではない。国際連合の処理が基礎となつて、この戦争は、事実上終了したのであつて、当事国間に講和条約が締結されたわけでもない。しかし他方では、イスラエル、イギリス、フランス三國の行動は、平時的性質の不法行為とはされず、したがつてこれによる損害にたいし、賠償の問題も提起されなかつた。事実上の戦争であり、したがつて部分的には国際法上の戦争に準じてか、敵対行動による人的、物的損失、損害は、双方から不問に附された。一方アラブ連合、他方フランス及びイギリスの間に、後に金融、通商関係再開に関する協定が締結され、これは双方非常措置にたいする補償についても規定してはいるが、それは国際法上の戦争賠償を意味するものではない。

紛争当事国間の事件終結処理に関する協定は、講和条約またはそれに相当する条約、協定に見るように、戦争状態の終結といつた条項は含んでいない。

学者によつては、スエズ軍事、敵対関係のような変態的狀態を指して、これは平戦時の中間的狀態であり、「混合

状態 (status mixtus)』であるといっている。⁽¹⁾

(1) シュヴァルツェンバーガー、対外投資と国際法、前掲、五四頁。

先ずフランス及びアラブ連合両国政府は、一般協定、議定書及び往復書簡で、エジプト戦争より生じた諸問題を規制し、両国間の文化、経済及び金融関係を再確立することとした(ツェーリッヒ、一九五八・八・二二署名諸文書)。一般協定で、アラブ連合共和国に関するものは、専らエジプト領域に適用がある(協定前文)。当時はエジプト地域及びシリア地域を以て、アラブ連合領域を構成していた(前述)。エジプトにおける敵対行動は、エジプト領域で行われたものである。一般協定の外、附属文書として、議定書三、往復書簡一二あり、同日署名された支払協定とともに、エジプトの事件より生じた締約国の請求権にたいする最終的解決を構成するものである(第七条)。本協定及び附属文書は、署名の日に効力を生じた(第八条)。文化関係事項(第一条、第二条、第一議定書、往復書簡第六号及び第七号)については省略し、他の金融、通商、経済関係に重点をおいて、約定事項を要約する。⁽²⁾

(2) ローターパクト、スエズ運河解決、前掲、六四頁以下。フランス官報、一九五八・八・二六。

一 両国間の金融及び通商関係は、本協定署名の日に再開される(一般協定第一条第一項)。金融業務は、同日署名された支払協定の規定にしたがって再開される。両国間の通商関係を発展させる目的を以て、遅滞なく、通商協定を締結する(同第二項)。

二 本協定発効の日、アラブ連合政府は、協定及び附属書の規定にしたがって、フランスの管轄に服する者にたいして、またはその権利、利益にたいして執られた特別の措置を撤廃することを約束する(同第三条第一項)。フラン

スの管轄に服する者で、アラブ連合の上記特別措置に関する規則に違反した者にたいして、エジプト政府は、何ら訴追または訴訟を行わない。右規則違反の廉による行政上の制裁、裁判上の有罪判決を行わない（往復書簡第一号第一項乃至第三項）。フランス政府は、本協定発効の日、エジプト人勘定またはフランス所在エジプト帳簿上の財産にたいする特別措置を撤廃する（協定第三条第二項）。フランスで、右措置に関する規則に違反したエジプト人にたいしても、上記フランスの管轄に関する者についての諒解と同様とする（往復書簡第一号第四項。尤もフランスがエジプト国民にたいして執った唯一の措置は、エジプト関係についての為替局告示第六一一号である。往復書簡第二号）。

三 両国間に有効な法律及び規則の範囲内で、両国民は、それぞれ相手国内に復帰居住し、何らの中断もなく、またはその既得権を変更されることなく、その活動を再開することが許される（協定第四条）。特にアラブ連合の権限ある官憲は、事件当時、エジプトを去ったフランス国民のエジプト滞在査証及び居住許可の申請にたいし、好意的に検討する（往復書簡第三号、なお書簡第四号及び第一二二号参照）。

四 差押の解除及び財産ならびに権利の所有者にたいする回復、または回復され得ない財産の対価支払は、本協定の一部を構成する議定書第二の定める条件にしたがって、これを行う（第五条第一項、議定書第二省略、往復書簡第一〇号は、時効及び訴訟期間の延長）。工業所有権の差押解除及び権利者にたいする回復は、本協定の一部を構成する議定書第三の定める条件にしたがって、これを行う（同第二項）。右につき、アラブ連合政府は、フランスの自然人または法人が裁判上の救済をもふくみ、完全な権利を享有するように、必要な措置を執る（議定書第三、第一条）。工業所有権保護条約（一九〇〇・一二・一四、ブリュッセルで署名、その後しばしば改正）の規定する出願優先権（条約第四

条)で、一九五六年一月三〇日に出願期間が満了しなかったもの及びこの日以後、但し本協定の署名より六ヵ月以上前に発生したものは、協定署名より六ヵ月間、右条約に認められたフランスの権利者または権利承継人のために、これを延長する(議定書第三、第二条。第三条は、右権利保全措置につき、六ヵ月の猶予期間、第四条は、製造標または商標の再登録事項)。限定数のフランス専門家を以て委員会を構成し、差押事項に関して、各自の財産または権利にたいするフランス国民の請求につき、権限あるエジプト当局にたいして、周旋(Dons offices)を行う。右委員会のエジプト滞在は、暫定的性質のものであるが、その任務遂行中は、これに必要な便宜を与えられる(協定第六条)。

五 ルノール対スエズ財務会社

一方ではスエズ運河会社の国有化(一九五六・七・二六法)、他方では同会社は存続するとの前提に立つて行われた同社株主総会諸決議、特に定款の改正(一九五七・六・二五)、これによりスエズ財務会社(Compagnie Financière de Suez)と名称の変更が行われたこと、会社の目的を拡張し、その存続期間をも延長したこと、かつ同社及びアラブ連合代表間に補償協定の成立したことは(ジュネーヴ、一九五八・七・一三)、前述のとおりである。

かくてスエズ運河会社の国有化に端を発した紛争は、主要な難題である補償問題も解決し、全紛争も一段落となったのであるが、同会社配当株(actions de jouissance)の株主二名は、株主の資格で、前後して、フランス裁判所に訴を起し、(1)アラブ連合の国有化によって、万国スエズ海路運河会社、現名スエズ財務会社は、その設立された機能を終止し、解散された旨宣言すること、(2)会社の積極財産、消極財産を清算して、全関係者にたいし、その残余財産を

分配するため、清算人を任命すること、その他を請求し、特に一原告は、会社に支払われる補償にたいしては、会社の資本にたいする自己の持分に相応し、個人的かつ排他的分配に与る権利があると申立てた。後に別の株主も、本件訴訟に参加人として参加し、裁判所は、三原告の訴を併合して、単一の判決を行った。但し裁判の主題より見て、第三原告の申立は、ここでは無視してよい。

本件は、フランス人対スエズ財務会社（すなわちフランス法上は、フランス会社）のフランス内国争訟であり、かつ裁判所も、右フランス法を肯定し、これに基き判決したのであるが、参考法理として、簡単に両原告の申立要旨及びこれを却けた判示要旨を見ることがしよう（一九五九・六・二二、セーヌ商事裁判所判決⁽¹⁾）。

(一) Lenoir, Dijoud et Tillaye c. Cie Financière de Suez. Tribunal de Commerce de la Seine, 22 juin 1959. La Gazette du Palais, Novembre 4-6, 1959, pp. 222. I. L. R., Vol. 28, pp. 176.

最初の両原告及び被告会社の攻撃及び防禦は、それぞれ長文であり、ここでは省略して、裁判所は、以下判決で、両原告及び右両原告中一原告の申立を三点に綜合し、右申立を棄却したので、これにしたがって判決要旨を掲げることとする。

一 万国スエズ海路運河会社の解散に関する申立 原告は、民法の会社終止規定（第一八六五条）を援用して、同会社は、その国有化法当日解散したものと申立てた。右民法の会社解散条項では、会社は(1)約定期間の終了（同条第一号）、(2)物の消滅または事業の完結によって終止すると規定している（同第二号）。しかし右国有化の日には、会社終止原因は、いずれも成就していない。会社定款（一八五六・一・五）の定めた存続期間（第四条第二項）及び譲許勅

令(一八五六・一・五、判決では三・五)の定めた讓許期間(第一六条一項)は、運河開通の日(一八六九・一・一七、判決では一八六八・一・一七)より九九九年である(その満期は、一九六八・一・一六)。したがって本件繫争の日に、法律の定めた期限には到達しておらず、民法の満期条項(一八六五条第一号)は妥当しない。

次に民法の定めた物の消滅または事業の完結による会社の終止であるが(同上第二号)、一外国会社(注、スエズ運河会社)に関するフランスの法律(一九五七・六・一)によって、スエズ財務会社は、フランス法規に服し、一外国法(エジプト国有化法)の規定に服するものではない。右フランス法は、エジプト法による会社国有化より約一年後、明文を以て、何らの留保もなく、当該会社の存続を認めており、立法者の用いた文書により、寸毫の曖昧もなく、何らの解釈にも動かされるものではない。この法的確認は、法律より由来し、それだけで十分であり、確乎として、異論の余地なく、対世的に有効とされねばならない (la constatation légale... doit être considérée comme inébranlable et valable erga omnes)。

以上の見地は、エジプト(アラブ連合)政府も、同国の法律第六三号(一九五八・六・九、前出、判決では一九五八・六・一四)及びジュネーブ協定(一九五八・七・一三前出)で、終局的かつ正式に認めたところである。したがってフランス法に基く匿名会社、本件被告会社は、その完全な権限内で、株主總會を以て(一九五七・六・二五)、その定款を改正し、その存続期間を延長したのであり、この改正は、商法(一八六七・七・二四法)以前に設立された会社として、同法の定めるところにしたがって(第四六条、国事院(Conseil d'Etat)の採択したフランス政府の政令(一九五七・二一・一七)により承認された(四八頁参照))。

右により両原告の万国スエズ海路運河会社解散確認申立は、これを棄却する。

二 株主總會決議（一九五八・四・二一及び七・四）は、会社法（一八六七・七・二四）の会社定款改正条項（第三二条、一九五三・二・二五改正追加）に違反する故、無効であるとする一原告の申立 棄却（専ら一原告の株式及び会社資本關係に関する故、省略）。

三 補償上の個人的及び排他的權利に関する一原告の申立 ローマ原則（基本）協定（一九五八・四・二九）の一方当事者は、スエズ運河会社の株主代表であり、ジュネーヴ確定協定（一九五八・七・一三）では、これに代り、スエズ財務会社自体である。予備協定と確定協定が一致しない場合、原告申立事項については、確定協定の明々白々な文言に見て、その文言及び条件に従わなければならない。提出された諸文書によれば、本協定は、「会社の補償を目的として」、アラブ連合共和国政府、「自己固有の名で行動する」スエズ財務会社及び協定の規定する限定目的内で行動する國際復興開發銀行の間に締結されたものであり（協定前文冒頭参照）、かつスエズ財務会社は、今やスエズ運河会社の全株主及發起人証券の所持人並びに万国スエズ海路運河会社純益一五パーセント回収民事会社の所持人を統合し、かくて個別的に考慮される發起人株所持人及び民事会社持分所持人の場合を除き、本協定を締結し、履行して、アラブ連合共和国に全的免除を与える権限がある（前文末段）。さらに運河会社国有化にともなう補償（二八三〇万エジプト・ポンド及びエジプト在外資産の帰属、協定第三条い、ろ）に関する權利義務は、兩会社株主及び株券所持人にたいし、個別的にはなく、集団的に、すなわちスエズ財務会社に帰せられる（第三条は）。

ここにいう全株式所持人を統合した法人、ひいて上述の權利を享有し、義務を履行する権限ある法人は、スエズ

財務会社であり、同社は、アラブ連合のローマ協定施行法(一九五八・六・九法律第六三号)の規定する法人である(同法第八条)。かつ同法は、アラブ連合政府にたいし、被国有化会社、その株主、同発起人証券所持人、民事会社持分所持人等による訴訟は、一切受理されないと規定している(第七条)。結局スエズ財務会社が補償の受益者である「法人」を構成すると定められているわけである。

右の明文に鑑み、運河会社証券の所持人が、一外国会社にたいする個人の権原で、個人的、排他的権利を行使し得るとする申立は、その理由がない(以下省略)。
以上により原告の請求は、これを棄却する。

六 条約、協定の締結と国家責任

フランス及びアラブ連合間ツューリッヒ協定(一九五八・八・二二、前出)は、両締約国国民は、各締約国の現行法の範囲内で、それぞれ相手国に復帰、居住し、何らの中断もなく、またその既得権を変更されることもなく、その活動を再開することが許されると規定した(第四条)。しかしエジプト政府が国内法上の理由により、フランス人にして、その自国内復帰を拒絶し得るか否かは別問題である。

フランス人、但しイスラエル(ユダヤ教)の信徒ベニッシュは、スエズ運河敵対関係の発生した当時、他のフランス人エジプト居住者と同じく、その全動産、不動産、銀行勘定は、エジプトと政府に差押えられ、かつ結局は、エジプト退去を余儀なくされて、本国に帰還した。ツューリッヒ協定の結果、エジプト復帰が可能となり、同人も旅券査証を

申請した。しかしエジプト(アラブ連合)国内法令(一九五八・四・八政令)は、エジプト入国禁止者表中にイスラエル信徒を加え、右宗派の者は、その国籍如何を問わず、エジプトに入国することを禁止した。よってエジプト当局は、同人の復帰希望にたいしても、査証を拒絶した。かくてベニッシュに可能なことは、エジプトでの代理人を委嘱して、財産の差押解除等、権利回復措置を執る外なかったが、代理の執行、差押解除の条件等よりして、本人にとつては、相当の損害を被った。よってベニッシュは、自己の損害は、シュエリッヒ協定に由来し、その責任は、結局フランス国家にあるとして、国家を相手取って、行政訴訟を起し、一〇〇万フランの損害補償(indemnit )を請求した。

この行政訴訟第一審のパリ行政裁判所は、原告の申立てた補償は、戦争事変に連繋し、これによる損害賠償(paration)は、法律の明文があつたときのほかは、不可能であり、本件の場合は、この明文がないとして、請求を棄却した(一九六六・一一・一八)。よって原告は、国事院に上訴したのであるが、国事院は、エジプトの入国拒否による損害は、エジプト現行の法令を適用したものであり、シュエリッヒ協定の条項に由来するものであつて、右損害の補償をフランスの國家責任に帰し得ないこと、協定の規定が不十分であると申立てているが、これとてフランス國家に責任を課し得るものではないこと、さらに原告は、フランス國民のためにする保護措置(注、外交的保護)の不十分なことを申立てているが、それが立証されたとして、ひいて國家責任を生ずるとしても、この問題は、必然的にフランス國家と外國政府間の關係を検討することを要し、そのような問題は、行政裁判所の管轄を逸脱するので、原告の主張するような結論は、受理できないことを挙げて、パリ行政裁判所の棄却判決を支持した(一九六八・一一・一八)。

(1) Cas *Steur Beinish, Conseil d'Etat, 2e et 4e Sous-sections r unies, 18 d cembre 1968. Note par David Ruzic.*

Cunet, 96 (1969), 361.

惟うに各引揚締約国民の復帰、活動再開に関する条項は、「各締約国の現行法律規則の範囲内で」(“ Dans le cadre des lois et règlements en vigueur dans chacun des deux pays ”) としてゐるのであるから、エジプトが自国の法令 (一九五八・四・八) で、相手締約国国民中のイスラエル教徒にたいして、入国の制限を行うことは、右協定の違反とはならない。

尤もフランス憲法論よりすれば、正規に批准され、承認された条約は、公布の時より法律に優先するのであり (第五五条)、フランス国家が、宗教の別によつて、フランス国民を差別待遇させるようなツューリッヒ協定を締結したことにつき、その国家責任を問うことができるかも知れず、本件原告も、またこの見地に立つて、フランス国家の損害補償責任を衝いたものである。現時のフランス判例は、国際条約の締結について、国家責任を追及する傾向にあるが、国事院の判例は、外国当局の執つた行為による損害の結果にたいしては、常にフランスの国家責任を排除、否認してゐる。⁽²⁾

(2) 諸判例の引用、及び本件判例にたいする批判は、ダヴィド・リュズエ、注解、前掲、三六四頁。

最後に外交保護権は、相手国において、別国民にたいする不当、違法の権利侵害を加えた場合、その別国が国際法上の権利として行うのであつて、本件の場合、外交保護の不作為を理由として、フランスの国家責任を問うことは無理なことである。

七 アラブ連合、イギリス間協定

イギリス及びアラブ連合同国政府は、金融及び通商関係並びにエジプト所在イギリス財産に関する協定を締結し（カイロ、一九五九・二・二八署名、調印）、署名とともに実施した（第九条）。協定の外、附属書七、往復書簡数通より成り、全附属書は、協定の不可分的構成部分である（協定第一条第二項）。協定は、その前文で、アラブ連合政府を以て、エジプト共和国政府の継承者とし、かつアラブ連合共和国政府は、エジプト共和国の地域に関するかぎりで行動するとしている。その理由は、フランス、エジプト協定で述べたものと同一である。

イギリス、アラブ連合間協定の内容を要約すると、次ぎのとおりである。⁽¹⁾

(1) ローターバクト、前掲、四八頁以下。

一 イギリス政府は、エジプト国立銀行勘定、イギリス国内エジプト諸銀行勘定、エジプト法上の諸会社及びエジプト人居住者の勘定にたいする一切の為替管理（一九五六・七・二六実施）及びエジプト人居住者の所有する証券取引にたいする制限（一九五七・三・一五実施）は、本協定署名の日より、これを撤廃する（第二条）。

二 アラブ連合政府は、本協定署名の日に、イギリス財産にたいして採った強制管理及びエジプト軍総督布令（一九五六・一一・一の布令第五号）にしたがって、イギリス国民にたいして採った一切の制限的措置（いずれも一九五六・一〇・三〇より協定署名の日にわたる管理及び制限措置）を終止する（第三条い）。ここにイギリス財産とは、イギリス国民の所有するエジプト所在財産であり、アラブ連合の現行法により設立された法人、または組合の株券、持分券をふ

くむ。後者の場合、書証上、その株券または持分券がアラブ連合外にあつても同然とする(附屬書い、第二項)。財産とは、有形、無形を問わず (whether tangible or intangible)、動産、不動産であつて、支払を受ける権利、その他契約上の権利、著作権、発明特許権、商標、その他工業所有権並びに財産上の権利または利益をふくむ(同上第一項。このほか同条の定める一定証券及び基金)。イギリス国民とは、自然人及び法人をふくみ、これについても定義がある(同第三項)。その他イギリス財産にたいする強制管理の解除により、その所有者にたいする当該財産の返還(第三條、附屬書ろ、但し下記第四條のものは別途処理)、工業所有権に関する措置(同条に、附屬書は、第三項及び第四項)、イギリス国民にたいする制限的措置の解除により、エジプトの法律(一九三三年法律第二八号及び一九四〇年法律第五八号並びに一九三六・八・二二、八・三二、九・九の往復書簡)に基く延滞年金の完全な支払(同条は)、イギリス官吏の罷免(一九五一年)にたいする補償(一九五四・一〇・一九の往復書簡)の中間的支払として、一〇万ポンドの支払、委員会(同上往復書簡)による右の最終的支払(同条へ)、イギリス国民の申請による課税事項の再審査(同条り)等について規定している。

三 アラブ連合政府は、下記項目の完全かつ最終的解決として、イギリス政府にたいし、二七五〇万ポンドを支払う。(い) エジプト軍総督布令第五号(一九五六・一一・一)の規定により売却処分された財産にたいする請求権(第四條第一項い、第三條は)、(ろ) イギリス財産強制収用措置またはイギリス国民にたいする制限措置(第三條い)による損害(第四條第一項ろ)。右金額の分割払、証券の寄託による支払保証等についても規定されている(第四條第二項、なお第四條については第七條第二項)。

四 右財産収用または制限措置（第三条イ）に服したイギリス財産の所有者が、アラブ連合に居住したことがないか、再度居住しないことを決定するか、または居住を終止することを決定する場合は、アラブ連合政府は、通常の為替管理規制に定められた要件（附属書へ）にしたがって（現金、銀行残高のスターリング貨振替）、特定収用物品の対イギリス輸出等措置に応ずる。右のスターリング貨振替は、一九五六年七月二十七日現在、国際通貨基金にたいして表示されたエジプト・ポンド及びポンド・スターリングの各平価により計算する（第五条、注、アラブ連合、その前身エジプト及びイギリスの両国ともに、基金協定の原署名国であり、署名は一九四五・一二・二七、受諾書の寄託国である。エジプトは一九四五・一二・二六、イギリスは一二・二七各寄託）。

五 両国政府は、平常の通商関係再開を許すように措置を採り（第六条）、旧交換公文（一九三〇・六・五及び六・七の交換公文、一九五二・一〇・一九の交換公文で修正、再確認）による暫定的通商協定は、本協定署名の日より有効なものと看做す（その他取引支払上のスターリングにたいする他の交換可能または振替可能通貨より不利でない待遇、イギリス海上運送業者にたいし、他の外国同業に与えるより不利でない待遇、イギリス民間航空等にたいし、一九五〇・四・一略式署名の両国間航空協定により与えられたのと同じの待遇等規定。附属書に、なお協定と同日附の書簡。スターリングについては、なお第八条）。

六 両国政府は、出入国の自由を許し、かつこれについて、本協定の実施に必要な便宜を与えなければならない（第七条第一項）。

以上がアラブ連合、イギリス両国間協定の要旨であるが、イギリスでは、本協定に基き、アラブ連合より支払われ

る補償のイギリスにおける配分については、一九五〇年外国補償法 (Foreign Compensation Act, 1950) に基き、補償関係法令でその具体的手続を規定した (Foreign Compensation [Egypt] [Determination and Registration of Claims] Order, 1951, S. I. 1959 No. 625 and Foreign Compensation Commission [Egyptian Claims] Rules, 1959, S. I. 1959 No. 640, Foreign Compensation Act 1962, 11 Eliz. 2, Foreign Compensation (Amendment) Rules 1964, No. 638)。

一九五〇年外国補償法 (一九五〇・七・二二) は、東ヨーロッパ諸国の国有化措置解決協定 (一九四八・一二・二三のイギリス、ユーゴスラヴィヤ協定以下各国との協定) に基く補償金額の配分等作業を目的とするもので、その担当機関として、外国補償委員会 (Foreign Compensation Commission) が設けられた。かつイギリス、エジプト協定に基く補償金額及び国庫による補充金額の配分にあたるため、一九六二年外国補償法 (一九六二・一一・二〇) が設けられた。⁽²⁾

(2) 補償関係法 *cf.* Richard B. Lillich: *International Claims: Postwar British Practice*, Syracuse University Press 1967, pp. 143. なおローターバクツ、スエズ運河、前掲、四七頁。

純粹にイギリス国内法の問題であるから、詳述は避けるが、スエズ運河事件による被害国民は、右協定による補償では不十分であるとし、よってその要望に応じ、イギリス国庫による追加補償の立法となったものである (一九六二年補償法第一節、第一項)。通常外国における騷擾、その他外国における事変による損害を受けた国民にたいし、国民の本国が補償を与えることは、稀有のことであり、イギリスに関して、僅かにイギリス、アメリカ間協定 (一八〇二・一・八署名、一八〇二・四・二七実施) による補償が不十分として、国民請求権者の抗議により、議会で補償追加立法を行った例があるくらいである。スエズ軍事の場合は、イギリス自ら行動を執った関係上、この追加補償も特殊固有の

性質 (sui generis) をもちとされる⁽³⁾。

(3) リリッチ、国際的請求、前掲、一三五頁以下。

外国補償委員会は、補償請求申立事件について、排他的最終裁判管轄権を有し、外国補償法に基く同委員会の決定は、通常裁判所の審理には附されない(一九五〇年外国補償法第四節第二項)。イギリス、エジプト協定に基くイギリス国民の損害補償請求についても、同法及び一連の法令が適用されるのであり、例えばイギリス企業がイスラエルの軍事行動で損害を受け、よって補償法に基く補償の申請、これに関する申立に理由があるか否かは、補償委員会が決定する。具体的案件では、申請人は、補償委員会の決定に異議を申立て、委員会の排他的管轄にかかわらず、通常裁判所に救済を求めたが、結局申立は却下された(一九六七・三・二二、控訴院判決)⁽⁴⁾。

(4) Anisimic Limited v. The Foreign Compensation Commission and Cecil Frank Cooper. The Court of Appeal (Civil Division). Royal Courts of Justice. Wednesday, 22 nd March, 1967. Lillich: International Claims, supra pp. 170.

右の補償委員会は、一種の行政裁判管轄を有する。この種行政機関が、司法裁判所の管轄にたいして、始審管轄または前審管轄を有するか、または右補償委員会のように排他的管轄を有するかは、附託事項の性質により、また各国の法制により、異なることである。行政機関の最終審制度も、外国の法制で、他にも例がなくはない⁽⁵⁾。

(5) 入江、国際経済紛争の争訟處理、前掲、一四頁以下及び五九二頁以下。